

(社) 鹿児島県放射線技師会

# 会報

平成23年9月

第114号



社団法人 **鹿児島県放射線技師会**

鹿児島市東坂元四丁目28-11  
TEL 099-248-0028  
FAX 099-248-0028



## 目 次

巻 頭 言	第114号会報発行にあたり (社)鹿児島県放射線技師会 会 長 池 田 睦	1
定款改定臨時総会		3
新公益法人に移行する鹿児島県放射線技師会定款(案)		4
理事退任・理事就任にあたり		22
お 知 ら せ	永年勤続表彰者(50年・30年)の推薦	24
	寄付について	25
ご 案 内	大隅画像研究会の開催(ご案内)	26
	第20回 北薩支部研修会・総会のご案内	27
	第23回 南薩支部研修会開催について	28
	南薩支部研修会・スポーツ交流大会	31
第6九州放射線医療技術学術大会 in 鹿児島		32
理事会議事録	平成23年度 第1回理事会議事録	35
	第2回理事会議事録	37
支部長会議	平成23年度 第1回支部長会議	39
総会議事録	第88回通常総会議事録	42
	第88回通常総会 出席者	47
	第89回通常総会議事録	48
	第89回通常総会 出席者	53
平成22年度 収支計算書		54
平成22年度 監査報告書		67
レントゲン週間イベント 市民公開講座		68
報 告	～大隅画像研究会報告～	70
	大隅画像研究会参加者名簿	71
学 術 大 会	平成23年度学術大会及び特別講演	72
	X線管球の傾きとI. I. の歪み ～臨床例を交えて～	74
	MR I 検査における音楽セレクト制について	76
	当院におけるVISTAの頭部領域への活用術	78

---

特別講演	東日本大震災でのDMAT活動を通して思うこと。……………	80
	福島県南相馬市放射線サーベイ業務報告……………	81
報告	平成23年度リーダー育成研修会(開催報告)……………	82
	平成23年度第8回フレッシュャーズセミナー(開催報告)……………	84
村山光生先生	叙勲祝賀会……………	86
鮫嶋宗俊先生	叙勲祝賀会……………	89
会計だより	……………	92
編集後記	……………	93
理事・監事名簿	……………	94
広告掲載一覧	……………	95

## 第114号の会報発行にあたり

(社) 鹿兒島県放射線技師会会長 池田 睦

### 巻頭言

会報発行にあたりご挨拶を申し上げます。

今年度、鹿兒島県放射線技師会にとりまして、公益法人申請が大きな問題点としてあります。昨年より何度も機会あるごとに申し上げておりましたが、平成25年度までに新公益法人に移行しなければ、鹿兒島県放射線技師会は解散となり消滅いたします。それだけは絶対に回避しなければなりません。単に新公益法人への移行だけであれば



問題ないのですが、移行するためには現鹿兒島県放射線技師会の定款を変更しなければなりません。定款を変更するためには臨時総会を開催して会員の4分の3以上の承認を得る必要があります。この定款改定の臨時総会は委任状での出席は認められません。従って、会員の皆様に実際に足を運んでもらい臨時総会を開催しなければなりません。

鹿兒島県放射線技師会会員は平成23年6月現在で413名（鹿兒島支部230名、北薩支部57名、南薩支部41名、大隅支部30名、始良・霧島支部35名、大島支部20名）です。この4分の3以上の会員数は310名以上になります。現在、WEB会議が出来る準備を進めておりますが、会員の皆様のご協力が得られなければ310名の出席を得る事は非常に厳しいと考えられます。前回のニュース発行時の返信はがきの返信率は47.2%でした。会員の皆様の基に案内は確実に届いていると思うのですが、実際の返信率は50%にも満たないという事実です。鹿兒島県放射線技師会の危機的状況を本当に会員一人一人が理解しているのか疑問に思う状況です。

臨時総会の日程は10月16日（日）の予定です。時間は皆様方が集まりやすい11時を予定しております。臨時総会自体は定款の審議に1時間もかからないと思います。今回の会報に改正定款を掲載しておきますのでご一読ください。なお、新公益法人申請先の学事法制課とまだ改正定款について審議の途中です。今回、皆様に周知する改正定款とは若干の修正が生じますが大きな変更はないと思っております。

なお、今回の臨時総会の出席者に対しては交通費の支給を考えております。支給額がいくらになるかはまだ決定しておりませんが交通費を支給いたします。

10月16日（日）の定款改定の臨時総会が成立しますように会員の皆様方のご協力を何卒お願い致します。

第6回九州放射線医療技術学術大会は7月15日に演題募集を締め切りまして、結果は過去5回の学術大会最多の227題という演題の申し込みがありました。宝山ホール、中央公民館の2施設、6会場を使用して学術大会を運営いたします。鹿兒島県からも44題と

福岡県（91題）、熊本県（55題）に次いで3番目に多い演題数を応募していただき非常に感謝しております。ランチョンセミナーは2日間で8セッション開催する予定です。

機器展示も16社の申し込みをいただき、宝山ホール地階のアートギャラリーで、ドリンクコーナーを併設して開催いたします。たくさんの皆さんのお越しをお待ちしております。

今回の第6回九州放射線医療技術学術大会は大会テーマを「チーム医療推進に向けて—診療放射線技師にとっての課題—」として、特別講演、招待講演及びシンポジウムを企画いたしました。特別講演は「放射線科医師が求める診療放射線技師」と題しまして、チーム医療の推進を図りつつ、これからの診療放射線技師に求められる姿を鹿児島大学大学院医歯学総合研究科放射線診断治療学教室 中條政敬教授に講演してもらいます。

招待講演は「日本放射線技師会としてのチーム医療推進の将来展望」と題して(社)日本放射線技師会 中澤靖夫会長に講演してもらいます。

シンポジウムは看護師、薬剤師の方々にご自分の職種からのチーム医療について発表してもらい、また、診療放射線技師のチーム医療における実践を外部のコ・メディカルスタッフから見た場合の問題点等をも指摘してもらおう予定です。その他に実際の医療現場でチーム医療を実践しておられる診療放射線技師お二人に発表していただきます。また、教育現場において、チーム医療をどのように教育して行くのか、教育現場からのご意見も伺います。

その他に、CT検討会、MR研究会、放射線治療研究会、消化管研究会等を2日目の早朝に開催し、また九州部会セッションやJART4学会セッションも開催予定です。

情報交換会は公園を挟んで会場の目の前の中原別荘で行います。会場にお越しの皆様方に鹿児島島の美味しい薩摩料理と焼酎で時間の許す限りごゆっくりと歓談いただければと思います。

今年は鹿児島県放射線技師会にとりまして公益法人申請と九州放射線医療技術学術大会という大きな2つのイベントがある年です。執行部、並びに実行委員一同、微力ではありますが2つの大きな目標達成に邁進しております。

2つの目標を成功させるためには会員の皆様方のご協力がなくては達成いたしません。何卒、ご協力の程、よろしくお願い致します。

# 定款改定臨時総会

平成23年10月16日(日)

11時より

## WEB会場

1. 鹿児島支部・南薩支部会場

○鹿児島大学病院鶴陵会館

2. 大隅支部会場

○県民健康プラザ鹿屋医療  
センター

3. 北薩支部会場

○阿久根市民病院

4. 霧島・始良支部

○霧島市立医師会医療  
センター

5. 大島支部会場

○県立大島病院

全会場で定款改定に必要な鹿児島県会員の4分の3以上**310名**の出席がないと臨時総会は成立しませんし、定款改定が不可能です。定款が改定されないと新公益法人には移行出来ず、**鹿児島県放射線技師会は消滅します。**

皆様方のご協力をよろしくお願いします。

今回は、臨時総会出席の出席に関して**交通費**を支給します。

# 新公益法人に移行に係る鹿児島県放射線技師会改正定款(案)

鹿児島県放射線技師会定款(現定款)	鹿児島県放射線技師会変更定款(案)	内閣府よりの変更定款案内 公益社団法人〇〇〇〇定款
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称) 第1条 この法人は、社団法人 鹿児島県放射線技師会という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を鹿児島市東坂元四丁目28番11号に置く。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、会員の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学及び診療放射線に関する技術の向上発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって県民保健の維持発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 地域住民への放射線に関する知識の普及に関する事業  (2) 放射線の管理並びに放射性物質による汚染及び障害の防止についての調査研究に関する事業 (3) 診療放射線学及び診療放射線技術の向上に関する事業</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県放射線技師会という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を鹿児島市に置く。</p> <p><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目的) 第3条 この法人は、会員の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線及び診療放射線の安全管理に関する知識の普及啓発並びに診療放射線技師の資質の向上を図る事により、地域医療の振興と県民の健康増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 県民への診療放射線及び診療放射線の安全管理に関する知識の普及啓発及び地域支援活動並びに広報活動に関する事業  (2) 県内の診療放射線技師の資質向上に関する事業  (3) その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人〇〇〇〇と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を&lt;例：東京都〇〇区&gt;に置く。</p> <p><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目的) 第3条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  (1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及  (2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進</p>

(4) 地域住民の公衆衛生の普及向上に関する事業

- (5) その他目的を達成するために必要な事業  
(6) 会員の福利及び相互扶助に関する事業

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 県内に在住する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 準会員 県内に在住する診療放射線技師及び診療エックス線技師以外の個人又は団体であってこの法人の目的に賛同して入会したもの

### (名誉会員)

第6条 本会の発展に顕著な功績があり、人格識見共に他の会員の模範となると認められる正会員に対しては、理事会の推薦に基づき総会の承認を得て名誉会員の称号を与えることができる。

2 名誉会員は、会務について諮問に応ずる責務を有する。

### (会員の権限の制限)

第7条 準会員は、総会における議決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

### (入会)

第8条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の事業は鹿児島県内にて行うものとする

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 県内に居住または勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同して入会した者

(2) 準会員 県内に在住する診療放射線技師及び診療エックス線技師以外の個人又は団体であって、法人の目的に賛同して入会したもの。準会員は総会における議決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### 2) 名誉会員

第6条 本会の発展に顕著な功績があり、人格識見共に他の会員の模範となると認められる正会員であって、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者をいい、本会の会務について諮問に応ずる責務を有する。

### (会員の資格の取得)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

:

(n) その他この法人の目的を達成するために必要な事

2 前項第1号の事業は、<例1：日本全国、例2：〇〇地方、例3：〇〇県、・・・及び〇〇県、例4：〇〇県及びその周辺、例5：〇〇市、例6：本邦及び海外>、同項第2号の事業は・・・において行うものとする。

## 第3章 社員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、<例：この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者>をもって構成する。

### (社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、<例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない>。

### (会費)

第9条 正会員及び準会員は、総会で定める会費をその年度当初に納入しなければならない。ただし、名誉会員の称号を与えられた正会員にあっては、この限りではない。

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

3 正会員が、毎年度9月30日までに当該年度の会費を納入しないときは、勧告し、なお納入しないときは、理事会の議決をもって退会を勧告することができる。

4 前項の勧告に応じて退会した者が、未納の会費を退会后6月以内に納入したときは、理事会の議決により再入会させることができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するとき（名誉会員の称号を与えられた正会員にあっては、第1号に該当するとき）は、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉を著しく損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

### (会費の負担)

第8条 正会員は、総会で定める会費を毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員の称号を与えられた正会員にあっては、この限りではない。

### (会員の責務)

第9条 会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない

### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は本会が解散したときは、退会したものとみなす。

3 正会員が、毎年度9月30日までに当該年度の会費を納入しないときは、勧告し、なお納入しないときは、理事会の議決をもって退会を勧告することができる。

4 前項の勧告に応じて退会した者が、未納の会費を退会后6月以内に納入したときは、理事会の議決により再入会させることができる。

### (会員資格の喪失（除籍）)

第11条 会員が第8条ならびに第10条3項に反し会費を2年間滞納し、さらに督促しても納入せず、また退会勧告に応じず、かつ退会届を提出しない者は理事会の決議により除籍とする。

2 除籍の報告は総会または会報、ニュース等で会員に報告する。

3 除籍規程については別に定める

### (除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するとき（名誉会員の称号を与えられた正会員にあっては、第1号に該当するとき）は、総正会員の半数以上にあって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の同意をもってその会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉を著しく損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

### (除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

<例>

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(2) 前条第3項の退会勧告に応じないとき。

2 前項第1号の規程により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

#### (会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

#### (役員の種類及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 8人以上10人以内(会長及び副会長を含む。)
- (4) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長は、理事の互選により定める。

4 副会長は、理事の中から会長が指名する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(2) 定款その他の規則に違反したとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項第1号の規程により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

#### (会費等の不返還)

第13条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員

#### (役員の種類及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、8名を常務理事、6名を地域理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 会長、副会長、常務理事、地域理事は理事会の決議により、理事の中からこれを定める。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### (社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

### 第5章 役員

(役員<及び会計監査人>の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇名以上〇〇名以内
  - (2) 監事 〇〇名以内
- 2 理事のうち1名(〇名)を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち〇名を業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

**(役員 の 職務)**

第14条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理するとともに、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

**(役員 の 構成)**

第15条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 本会の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

**(顧問)**

第16条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、任期については別に会長が定める。

3 顧問は、会長の諮問にこたえ、この法人の会議に出席して意見を述べるができる。ただし、表決に加わることはできない。

**(理事 の 職務 及び 権限)**

第17条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理するとともに、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 常務理事は理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。

5 地域理事は各地域を掌握する。

6 会長及び常務理事は3箇月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

**(監事 の 職務 及び 権限)**

第18条 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計画書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産および会計の状況または業務の執行について、不正の事実を発見した時は、これを総会または理事会に報告すること。

**(理事 の 職務 及び 権限)**

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

**(監事 の 職務 及び 権限)**

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(4) 前号の報告をするため必要がある時は、理事に総会又は理事会の招集を請求し又は理事会の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は理事会を招集すること。

(5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査すること。この場合において、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会で報告すること。

(6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、再任されることができる。

5 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項「前項第1号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

第4章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項

- (3) 総会から委任された事項

- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(役員解任)

第20条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総正会員の半数以上にあつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の同意をもって、これを解任することができる。

2 第11条第1項並びに第12条第1項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「役員」と、「除籍」、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第21条 理事及び監事は原則無報酬とする。ただし、理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第5章 総会

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第23条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の決定

(5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認。

- (6) 定款の変更

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

<例>

- (1) 社員の除名

- (2) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分

(開催)

第20条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。  
(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集したとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から20日以内に、同条第3項第2号の場合には請求の日から15日以内に会議を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求する事が出来る。

3 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の10日前までに文書で通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

<(7) 不可欠特定財産の処分の承認>

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、<例1：当該社員総会において社員の中から選出する、例2：代表理事がこれに当たる>。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては正会員の、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 前項前段の規程にかかわらず、次の事項については書面表決を認めない。

- (1) 定款の変更（第2条に係る変更を除く。）
- (2) 会員の除名
- (3) 役員解任
- (4) この法人の解散

(議決権)

第27条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第28条 総会においては総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第29条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有さない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第14条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権の行使)

第30条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任する事ができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 代理人を選任する場合、当該会員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁記録を提出しなければならない。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の<例：3分の2以上>に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

<(5) 不可欠特定財産の処分>

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- (5) 会長が重要と認めた事項  
3 代理人による表決は、これを認めない。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所  
(2) 正会員又は理事の現在数  
(3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者を含む。)

- (4) 議決事項  
(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選出に関する事項  
2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 顧問

(顧問)

第27条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議決を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問にこたえ、この法人の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所  
(2) 議事の経過の概要及びその結果  
(3) 監事が次に掲げる規程により総会において述べた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要

①監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見

②辞任した監事の辞任した旨及びその理由  
③理事が総会で提出しようとする議案等で監事が調査した結果、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項が認められる場合のその調査報告

- ④監事の報酬等についての意見  
(4) 総会に出席した理事及び監事の氏名  
(5) 議長の指名  
(6) 議事録の作成に係る職務を行った会員の氏名

2 議事録には、議長及び出席した理事が記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く  
2 理事会は全ての理事を持って構成する。  
3 監事は理事会に出席しなければならない。ただし、議決に参加することは出来ない

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会はこの定款に別に規定するもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(常務理事会)

第34条 本会に常務理事会を置く。

2 常務理事会は会長、副会長及び常務理事を持って構成する。

3 常務理事会は次の事項を審議する。

(1) 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項に関する事。

(2) 理事会において討議すべき事項に関する事。

4 常務理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。会長以外の理事は、会長に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

2 会長は前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。

3 会長が欠けた時又は会長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

4 常務理事会は会長が必要と認めた時に会長が招集する。

5 会長が欠けた時又は会長に事故がある時は、各副会長又は各常務理事が常務理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会及び常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けた時又は会長に事故がある時は、副会長又は常務理事がこれに当たる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(決議)

第37条 理事会及び常務理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事会を除く理事若しくは常務理事の過半数が出席し、その過半数の同意を持って決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条（議決に加わることのできる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示）の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会及び常務理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会及び常務理事会が開催された日時及び場所

(2) 理事会及び常務理事会の招集が次に掲げるいずれかのものに該当する時は、その旨

①会長以外の理事又は副会長若しくは常務理事の請求を受けて招集されたもの

②会長以外の理事又は副会長若しくは常務理事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合によりその理事が招集したもの

③監事の請求を受けて招集されたもの

④監事による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合によりその監事が収集したもの

(3) 理事会及び常務理事会の議事の経過の概要及びその結果

(4) 決議を要する事項について特別な利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名

(5) 次に掲げる規定により理事会及び常務理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特别的利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第6章 資産、事業計画等

### (資産の構成)

第28条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項各号の取引（1. 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引 2. 理事が理事又は第三者のために一般社団法人とする取引 3. 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引）をした理事の報告

②理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時の監事の報告

### ③監事の意見

(6) 出席した理事及び監事

(7) 議長の氏名

2 前条第2項に掲げる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示による決議の場合の議事録は次に掲げる事項とする。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした理事の指名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 議事録には議長、出席した理事及び監事が記名押印をしなければならない

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産又は事業から生じる収入
- (4) その他の収入

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (基本財産)

第32条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、<例：（社員総会において別に定めるところにより、）この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。>

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を得て定める。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第31条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

2 年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前年度の予算を執行するものとする。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(資産の管理)

第40条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を得て定める。

(特定費用準備資金)

第41条 前項にかかわらず、記念事業積立資金の管理については別途理事会で定める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は資産を持って支弁する。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書及びこれに伴う予算に関する書類は毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の議決を得なければならない。

2 年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前年度の予算を執行するものとする。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

5 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、<例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、社員総会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告、決算及び財産目録)

第32条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を得て、その事業年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を得て、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- <(7) キャッシュ・フロー計算書>

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第33条 この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の承認を得なければならない。

3 解散したときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、知事の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附する。

### (公益目的取得財産額の算定)

第46条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第47条 この定款は、総正会員の半数以上にあつて、総正会員の議決権の3分の2以上の総会の決議によって変更する事が出来る。

### (解散)

第48条 本会は、総正会員の半数以上にあつて、総会員の議決権の3分の2以上の総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定取り消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人である時を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (公益目的取得財産残額の算定)

第36条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 雑則

### (委任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

### 附 則

1 この定款は、設立許可のあった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成元年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成元年3月31日までとする。

### (残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 広告の方法

### (広告の方法)

第51条 本会の広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、池田 睦とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った時は、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### (残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、

<例1：官報に掲載する方法>

<例2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>

<例3：電子公告>

<例4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法>により行う。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款は、平成元年3月31日から施行する。

この定款は、平成11年3月31日から施行する。

この定款は原本と相違ありません。

平成19年4月27日

社団法人 鹿児島県放射線技師会

会 長 西本 孝市 印

## 理事退任にあたり

西本 孝市

長かった夏も終わり、朝夕は涼しさを感じる季節になりました。会員の皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、私は平成19年4月より23年3月までの4年間理事を務めさせていただきました。21年6月までの2年3ヶ月間は会長、その後の1年9ヶ月間は表彰担当理事として会務に携わってまいりました。

会長在任中は、本会の節目である創立60周年記念式典の挙行、第25回放射線技師総合学術大会・第12回東アジア学術交流大会を開催致しました。特に、学術大会開催にあたっては、会員の皆様をはじめ多くの方々のご協力に支えられ、無事終了することができました。厳しい状況下での開催でありましたが、成功裡に終わりました事に対しまして、改めてお礼申し上げます。

表彰担当中は、2名の叙勲推薦を申請しましたところ、めでたくお二人とも受章されました。受章者の実績と功績が高く評価されましたことはもとより、鹿児島県放射線技師会が信頼され、また、確固たる地位を占めていることの証であると信じています。

県技師会の課題としましては、新公益法人移行のための定款改正、11月に迫った第6回九州放射線医療技術学術大会の開催が挙げられるかと思えます。池田会長をはじめとする全会員の皆様で乗り越えていただきますことと、県技師会の益々の発展を願って止まないところでございます。

4年間という短い期間ではありましたが、会員の皆様のご協力とご支援に心から感謝申し上げます。退任の御挨拶と致します。

~~~~~

## 理事就任にあたって

今年の4月から鹿児島県放射線技師会の理事をすることになりました。

鹿児島市立病院の 佐藤 洋一です。

まずは自己紹介をします。鹿屋出身・現在33歳・技師歴は9年目になります。職場では撮影全般とCTを担当しています。原発の影響で放射線に関心が高まっています。放射線の専門家として自分達がどのように貢献できるのか考え中です。

趣味は、スポーツとガーデニングで、特にバラの栽培を楽しんでいます。野球やバレーも社会人チームでやっていますが、最近では体力低下と体重増加に悩んでいます。

理事に就任して5ヶ月が過ぎましたが、最初は活動内容が多彩なので、知らないことが多く現状把握に戸惑いました。現在は諸先輩方の指導・協力のもとなんとか落ち着いてきた感じがします。まだまだ未熟ですが、鹿児島県放射線技師会が盛り上がるように、少しでも皆様の力になりたいと思っていますので、ご協力よろしくお願ひします。

## 理事退任にあたって

広報・編集担当 富松 正明

平成19年4月から2期4年間、広報・編集を担当させていただきました。会報の発行や、総会資料の作成、急病センターに関する業務など行ってきました。最初は戸惑うことも多く、何かとご迷惑をおかけすることもありましたが・・・執行部の皆様、会員の皆様のご支援とご協力を頂きました。ここに感謝いたします。

特に平成20年度の鹿児島県放射線技師会創立60周年記念式典や、平成21年度の放射線技師総合学術大会に参加出来たことは私自身にとって大きな財産となりました。

池田会長、西本前会長をはじめ役員・会員の皆様、4年間お世話になり本当にありがとうございました。

今後も微力ながら、県技師会の発展・向上にご協力させていただきたいと思っております。

~~~~~

## 理事就任のご挨拶

鹿児島市医師会病院 平田 勝

本年度より広報担当理事を務めることになりました鹿児島市医師会病院の平田です。就任して5ヶ月ほどになります。公益社団法人化に向けた鹿児島県放射線技師会の定款改正や第6回九州放射線医療技術学術大会など、大きな仕事に直面し少し戸惑っています。先輩理事にいろいろアドバイスを頂き、何とか勤める事が出来ているようです。乗り越えなければならない仕事がたくさんありますが、足手まといにならないよう一生懸命取り組んで行こうと思っています。より良い鹿児島県放射線技師会を築くために、努力しようと考えます。会員の皆様の暖かいご支援、ご協力をお願い致します。

## お知らせ

### 永年勤続表彰者（50年、30年）の推薦

上記について日本放射線技師会から案内が来ております。

この永年勤続表彰は会員個人から各県技師会への申請となり、各県放射線技師会が取りまとめて日本放射線技師会に申請します。

永年勤続表彰者としての表彰の対象は以下の通りです

（表彰の対象）

1. 30年以上放射線技師関連業務に従事した者で本会に入会后15年以上会費を完納した者。
2. 前号に定める表彰を受けたもので引き続き50年に達するまでの間、会員として在籍し、会費を完納した者。

（表彰の時期）

1. 表彰は毎年定期総会において行うものとする。ただし、特に必要があるときは臨時に行う事が出来る。

となっております。

該当者で永年勤続表彰希望の方は鹿児島県放射線技師会執行部まで申し出て下さい。

鹿児島県放射線技師会 会長 池田 睦

鹿児島大学医学部・歯学部附属病院

臨床技術部放射線部門

〒890-8520 鹿児島市桜ヶ丘8丁目35-1 tel (fax) 099-275-5662

## お知らせ

平成23年3月にご逝去されました鹿児島県放射線技師会  
名誉会員 故 税所篤正先生のご葬儀には会員の皆様のご  
列席を賜りありがとうございました。

この度、税所篤正先生の奥様より鹿児島県放射線技師会の  
発展を願われまして多大の寄付をいただいております。

税所篤正先生の鹿児島県放射線技師会への功績は計り知  
れない大きなものであり、何かの形として残して行きたいと  
思います。

現在、理事会において検討中です。決定次第、皆様方にご  
報告申し上げます。

平成23年9月7日

(社) 鹿児島県放射線技師会

会長 池田 睦

会員各位

平成23年 7月 吉日

(社) 鹿児島県放射線技師会  
 会長 池田 睦  
 支部長 島 兎 末 治

## 大隅画像研究会の開催（ご案内）

下記の日程で画像研究会を開催することとなりました。  
 会員・非会員問いませんので多数参加して頂きますようご案内申し上げます。

### 記

日時 : 平成23年 8月6日 (土) 14:30~  
 会場 : 鹿屋市中央公民館

【県技師会活動報告】 14:30~14:40 県技師会担当理事

【支部研修会アンケート結果報告】 14:40~14:45

森本 健介 学術担当理事

【症例報告】 14:50~15:30 座長 深水 武 (大隅鹿屋病院)

① 鹿屋医療センター ② 垂水中央病院

③ 小倉記念病院 ④ 大隅鹿屋病院

※ デスカッション

【テーマ発表】 15:40~17:00 座長 永山 崇臣 (大隅鹿屋病院)

～ PACS サーバーの更新について ～

① メーカーの立場から (コニカ ミノルタヘルスケア )

九州支店販売グループ 杉山 佑輔

② 技師の立場から (昭南病院)

※ デスカッション

【教育講演】 17:10~17:40 座長 島兎 末治 (垂水中央病院)

『 福島原発事故に伴うサーベイ体験 』

今給黎総合病院 浮田 啓一郎

～ 情報交換会 ～

研修会終了後、情報交換会を予定しております。

会費3,500円、会場は研修会当日にお知らせ致します。

※ 技師会非会員の方は、会場整理費として500円徴収致します。

※ 技師各カード所有の方は、持参して下さい。

【連絡先】

垂水市立医療センター垂水中央病院

園田 ・ 島兎

平成23年 8月吉日

会員各位

(社) 鹿児島県放射線技師会  
会 長 池 田 睦  
北薩支部長 岡 野 三 男

## 第20回 北薩支部研修会・総会のご案内

拝啓

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素から本会の事業運営につきましては、ご協力を賜り誠に有難うございます。さて北薩支部では第20回支部研修会・総会を下記の日程にて開催いたします。会場は医師会立で珍しい単科の病院にて初めての開催で施設見学も行います。皆様には多数のご出席とご協力を程、宜しくお願いいたします。

日 時 : 平成23年11月19日 (土) 15:00 ~ 18:00

会 場 : いちき串木野市医師会立脳神経外科センター 大会議室  
(南九州西回り自動車道 串木野インター近く)

内 容

- |         |        |               |
|---------|--------|---------------|
| ① 研修会   |        | 15:00 ~ 16:50 |
|         | 会員研究発表 | 3題            |
|         | 講演     | 2題            |
| ② 支部総会  |        | 17:00 ~ 17:30 |
| ③ 施設見学会 |        | 17:30 ~ 18:00 |

いちき串木野市医師会立脳神経外科センター

- ④ 意見交換会

※ プログラムの詳細が決まり次第、ご案内いたします。

平成23年 8月22日

会員各位

(社)鹿児島県放射線技師会  
会長 池田 睦  
(社)鹿児島県放射線技師会 南薩支部  
支部長 野中 康博

## 第23回 南薩支部研修会開催について

拝啓

皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

前回7月7日付け案内文書で周知の通り、第23回南薩支部研修会を下記日程にて開催いたします。会員の皆様には多数のご出席とご協力の程、宜しく申し上げます。

記

開催日：平成23年 9月 17日(土)

時 間：15時～18時

会 場：馬場病院(電話099-298-2611 担当;長野)

内 容：以下のとおり予定しています。

### 1. 研修会

#### ■教育講演

「福島県南相馬市での放射線サーベイ報告」今給黎総合病院 浮田 啓一郎 先生

#### ■メーカー講演

「整形外科領域における超音波診断」 (仮題) 日立メディコ

「遠隔画像閲覧システムと地域連携について」(仮題) 富士フィルム

※メーカー講演は上記より2題予定しております。詳細が決定次第、ホームページ上にてお知らせします。また、都合により内容・順番が変更になる可能性がありますのでご了承ください。

### 2. 懇親会

18時30分～「華龍閣」電話099-296-2207(3,000円程度の会費制)

※出欠表を同封いたします。期日までにFAXまたはメーカー便にて送付ください。

#### 【 問い合わせ 】

支部長 野中 康博(菊野病院) 0993-56-1135

副支部長 長野 勝悟(馬場病院) 099-298-2611

総務理事 白澤 清英(小原病院) 0993-72-2226

総務理事 中山 龍一(薩南病院) 0993-53-5300

学術理事 前迫 秀利(サザンリージョン病院) 0993-72-1351

## 連 絡 先

研修会、懇親会、出欠表送付先等は以下の通りです。準備の都合上、研修会及び懇親会について、出欠の意思表示を下記期日までに送ってください。都合が悪く欠席される会員もおられるかと思いますが、確認のため出欠表は必ず送付下さい。

### 【送 付 先】

F A X 0993-56-5654 菊野病院・野中 宛て、又はメーカー便にて。

### 【締 め 切 り】

平成23年9月12日までに送付下さい。

### 【懇 親 会】

会 場；「<sup>かりうかく</sup>華龍閣」電話099-296-2207

時 間；18時30分～21時（予定）

会 費；3,000円位で予定しています。

☆会場は研修会会場から車で約5分。当日、別途用紙にて案内します。

☆会費は当日、会場にて集めます。

☆会場は「南薩地区放射線技師会」で予約してあります。

☆懇親会のみ参加も大歓迎ですのでお気軽に申し出てください。

### 【問い合わせ】

支 部 長 野 中 康 博（菊野病院）0993-56-1135

副支部長 長 野 勝 悟（馬場病院）099-298-2611

総務理事 白 澤 清 英（小原病院）0993-72-2226

総務理事 中 山 龍 一（薩南病院）0993-53-5300

学術理事 前 迫 秀 利（サザンリージョン病院）0993-72-1351

財務理事 佐 藤 浩 司（阿多病院）0993-77-1211

## — お 願 い —

口頭での不確実な受け付けはいたしません。面倒ですが“出席、欠席”に関わらず、所定の出欠表にて連絡ください。特に今回は臨時総会の出席者数事前把握もしたいと考えておりますので必ず返信くださいますよう、ご協力お願いいたします。提出はFAX、及びメーカー便にてお送りくださいますよう 会員の皆様のご協力を願ひ致します。

# (社) 鹿児島県放射線技師会 南薩支部

## F A X 送 信 表

F A X は全部で【           】枚です。(本頁含む)
送 信 日： 平成 23年       月       日       曜日
送 信 先： 菊野病院・放射線室 野中技師行き (F A X 0 9 9 3 - 5 6 - 5 6 5 4)
送 信 者：
送信内容： 9・17 南薩地区研修会&懇親会および 10・16 県臨時総会の出欠について

### 出 欠 表

施設名	電話番号
-----	------

会 員 名 (フリガナ)	支部研修会	支部懇親会	県臨時総会
	出・欠	出・欠	出・欠
	出・欠	出・欠	出・欠
	出・欠	出・欠	出・欠
	出・欠	出・欠	出・欠
	出・欠	出・欠	出・欠

【通信欄】

※臨時総会は会員のみ記載となります。(別紙参照)

締め切り 9月12日

(社)鹿児島県放射線技師会 南薩支部

## 南薩支部研修会・スポーツ交流大会

### ■ 9月17日（土）15時～第23回支部研修会

会場は日置市吹上町の馬場病院。内容は教育講演1題、メーカー講演2題、懇親会など予定しており、あまり気にならなかったのですが、CT 検討会(=会場は鹿大病院?)と重なるらしいとのこと。

### ■ 10月23日（日）9時～第8回スポーツ交流大会

会場は南さつま市の加世田運動公園多目的グラウンド。昨年度は秋季学術大会の準備などにより日程調整がつかず開催しておりません。2年ぶりの開催を計画しており、案内文書もすでに発送しております。近々HPにも掲載しようかと広報理事と検討中。種目はソフトボール、前回大会では初めて鹿児島市支部との対戦。支部の名誉にかけてガチ試合が実現、今回も豪華賞品を準備してお待ちしております(個人賞も超豪華!)。選手10人以上揃えてご参加くださればさらに盛り上がります。個人参加も大歓迎!昼食・飲み物付き、スポーツ保険の手配あり。

(平成23年8月16日記)

The Annual Meeting of the Kyushu Radiological Medical Technology

# 第6回九州放射線医療技術学術大会 in 鹿児島

第57回 九州放射線技師学術大会  
第60回 公益社団法人 日本放射線技術学会九州部会学術大会

大会テーマ

『チーム医療推進にむけて』  
—診療放射線技師にとっての課題—

会 期：平成23年11月5日(土)～6日(日)  
会 場：宝山ホール(鹿児島県文化センター)、鹿児島市中央公民館  
大会HP：<http://krmt.org/kagoshima2011>

主催：(社)日本放射線技師会 九州地域放射線技師会  
公益社団法人 日本放射線技術学会九州部会



## 第6九州放射線医療学術大会 一般演題数

## 【発表区分別演題数】

	演題	セッション
X線検査	31	6
CT検査	44	8
MR検査	30	6
核医学	31	6
放射線治療	30	7
画像工学	21	4
医療情報管理	10	2
放射線管理	12	2
放射線機器管理	3	1
超音波検査	10	2
その他	5	1
計	227	45

## 【会員種別演題数】

会員	156	技術学会	33	技師会	42	技術学会,技師会	81
学生	71	技術学会	7	技師会	0	非会員	64
計	227						

## 【各県別演題数】

	総数	会員	学生
鹿児島県	44	34	10
長崎県	8	8	0
佐賀県	3	3	0
福岡県	91	63	28
大分県	15	15	0
宮崎県	8	8	0
沖縄県	1	1	0
熊本県	55	23	32
広島県	1	0	1
京都府	1	1	0
計	227	156	71

# 情報交換会

- ◆日時 平成23年11月5日((土))
- ◆場所 中原別荘(会場から中央公園方向へすぐ)
- ◆鹿児島市照国町15-19 TEL:099-225-2800  
FAX:099-226-3688
- ◆時間 19時00分～
- ◆参加費 事前申し込み:6000円 当日:8000円  
学生:4000円

注)会場の都合により、先着200名までとします

\*焼酎の抽選会を行います。鹿児島名産の美味しい焼酎を揃えるつもりです。たくさんの方々の出席をお待ちしています。

## 平成 23 年度鹿児島県放射線技師会

### 第 1 回理事会議事録

日 時 : 平成 23 年 5 月 11 日(水)18:30~21:00

場 所 : 鹿児島放射線技師会事務所

出席者: 池田睦 新村栄次 藤崎拓郎 豊田雅彦 平田勝 鮫島宗俊 原口誠 佐藤洋一

欠席者: 大久保光男 石本祐二 中島祐二

議事録署名人: 池田 睦、 藤崎拓郎

#### 【 議 題 】

#### 1. 第 6 回九州医療技術学術大会進捗状況

##### 1) ホームページ進捗状況

\* 順調に進んでいて、5/15 からテストが行われる。

\* 6/1 から演題募集

##### 2) 会場について

\*5/2 に中央公民館が取れたので、宝山ホールと中央公民館で行う。

##### 3) 今後のスケジュール

\* 別紙参照

\* 印刷関係など予算にかぎりがあるので交渉していく。

#### 2. 公益法人申請準備

\*別紙参照

#### 3. 89 回総会について

##### 1) 期日 2011 年 6 月 18 日 土曜日

##### 2) 場所 第 89 回通常総会、春季学術大会 南風病院アネックスホール

##### 3) 総会内容

##### ①22 年度決算

##### ②特別講演 福島派遣 永田氏、西郷氏、浮田氏報告

\*それぞれ 20 分程度予定

##### ③研究発表会

\*演題募集中

##### ④案内については

\* ニュースを発行する。(5/20 締め切り 5/30 発送予定)

内容は、委任状・学術の概要と特別講演の案内・会長挨拶・各行事案内等

4. 福島県遺体サーベイヤーの派遣報告

\* 別紙参照

5. 春の叙勲について

\* 推薦者内定

6. 市民健康まつり

\* 2011.9/18 県民交流センターにて開催

7. JART 教育員研修会報告 (藤崎理事)

\* 別紙参照

\* 7/31 (日曜日) 会場: 鹿児島大学 9:00~13:00 検討中

8. その他

【今後の予定】

6月11日(土) 日本放射線技師会70回定期総会 科学技術館サイエンスホール(東京)

6月18日(土) 第89回通常総会、春季学術大会 南風病院アネックスホール

6月25(土)、26日(日) 日本医用画像管理士学会 「救急セミナーin鹿児島」

場所: 鹿児島大学病院 講義室

6月25日13時~18時45分

6月26日9時~15時

7月2日: 鹿児島核医学技術研究会 内容: 緊急被ばく 広島 墨田先生

\* 2011年度の鹿児島県放射線技師会の理事の登記終了

\* 臨時総会2011.11/27 検討中。

\* 会計監査を5月中に行う予定。

\* 連絡事項などのメールは、返信を行うこと。

\* 第2回理事会の開催日は未定

## 平成23年度第2回理事会議事録

日 時：平成23年6月15日（水）18：30～21：00

場 所：鹿児島県放射線技師会事務所

出席者：池田睦 新村栄次 藤崎拓郎 豊田雅彦 平田勝 鮫島宗俊 大久保光男 石本祐二  
中島祐二 佐藤洋一

欠席者：原口誠

議事録署名人：池田 睦、 藤崎拓郎

### 議題

#### 1. 平成22年度決算総会について

①司会 南風病院 日高公仁子さん

②式次第

③決議について

\*各議案に対して決議を行うこととする。

④その他（JART総会報告、公益法人申請進捗状況、第6回学術大会報告）

⑤事業報告の内容について

#### 2. 税所先生より寄付金あり

①使い道は？

\*事務所看板か旗？ 次回理事会までに検討する。

#### 3. 第6回九州放射線医療技術学術大会

①進捗状況（総務報告、HP報告）

②ポスター

\*5種類から2種を選ぶ。

③実行委員会

\*第3回実行委員会は7/22（金）に18:30鹿児島大学で行う。

#### 4. リーダー育成研修会

\*7/30に開催予定 場所は鹿児島市立病院かパレスイン？

#### 5. フレッシュアップセミナー（藤崎理事）

7月31日（日） 9：00～13：00

\*別紙参照

#### 6. 支部長会議

\* 7/30 に開催予定 場所は鹿児島市立病院かパレスイン？

7. 叙勲祝賀会

\* 7/30 に開催予定 パレスイン？

○報告事項

8. 第70回日本放射線技師会定期総会報告

\* 池田会長より 別紙参照

9. 公益法人申請進捗状況

\* 公益法人に向け、臨時総会の日時を予定より早める必要がある。

\* 公益法人を目指す他のコメディカルと協力し準備を行う。

別紙参照

10. 教育員の話合い報告（藤崎理事）

\* 別紙参照

11. 監査報告（中島理事）

\* 5月に無事終了。

## 平成23年度第1回支部長会議

## 議事録

期 日：平成23年4月9日（土）16時30分～18時30分

場 所：鹿児島市立病院 3号館4階視聴覚室

出席者：池田睦 新村栄次 藤崎拓郎 豊田雅彦 平田勝 鮫島宗俊 大久保光男  
石本祐二 中島祐二 原口誠 佐藤洋一 西元広男

欠席者： ???

## 議題

## 1. 定款改正の進捗状況

- ①鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課医務係りからの回答  
修正して提出予定
- ②事務所の事務員不在の問題を指摘  
公益法人審査時に明確な返答が出来るようにする事
- ③WEB会議の準備状況  
9月ごろに1度テストをしたい（スカイプ使用）

## 2. 福島県原子力災害サーベイヤーの派遣について

## 1) 大学病医院の場合

- ①文部科学省より2回の派遣要請があったが途中でキャンセル  
現在は待機状態は解除
- ②鹿児島県より派遣調査（3月11日時点）  
その後動きなし  
福島県より移住の住民のサーベイを3人行う（全員汚染なし）  
現在は鹿児島市の保健所、川薩保健所で一括サーベイ、放射線の相談大学病院  
はサーベイ用のテントを撤去
- ③日本放射線技師会サーベイ要員の登録  
現在
  - ・鹿児島大学病院 6名
  - ・今給黎総合病院 10名
  - ・鹿児島生協病院 1名
  - ・J A鹿児島厚生連病院 1名
  - ・南風病院 7名

3. 市民健康まつりの案内

期日：平成23年9月18日（日）10時～15時30分

会場：鹿児島県民交流センター

メインテーマ：「みんなで楽しく55プラン」

サブテーマ：「更年期と高齢期を元気に乗り切る」

①放射線技師会としての啓発事業

②パネル展示

③放射線相談

4. 22年度決算総会

期日：平成23年6月11日（土）

会場：鹿児島大学医学部保健学科インテリジェントホール

内容

①研究発表 5～6題 \*演題募集

②特別講演

DMA T派遣報告（市立病院 永田さん）

福島県住民のサーベイを实际行って（熊本大学 羽手村）（案）

\* JARTの総会と重なったので総会の日時を変更するか？代議員を変更するか検討する。

5. レントゲン週間イベント

日時：未定

\* 原発の影響で、放射線に関する関心が高まっているので、時期を早めに行う方向で検討する。

6. 報告事項

①平成23年春の叙勲について

②表彰者の選択（感謝状、奨励賞等を積極的に実施する）

\* 年春の叙勲について、5月にずれ込む予定。決まり次第連絡する。

\* 学術から、各支部で優れた演題についても表彰するので報告してくださいとのこと。

7. 支部報告・計画・問題提起

①鹿児島支部（坂下 支部長）

②南薩支部（野中 支部長） \*4/25 理事会予定

③川薩支部（岡野 支部長） \*5月理事会予定

④霧島・始良支部（平賀 支部長） \*3月理事会

⑤大隅支部（島尻 末治 支部長） \*4/9 理事会

⑥大島支部（中原 支部長）

\* 平賀さんより、県理事会で支部研究会での会員と非会員の差をどのようにつけるか、統一した見解を決めて欲しいとのこと。

\* ホームページの改訂について。

## 第 88 回社団法人鹿児島県放射線技師会通常総会議事録

- ・日時：平成 23 年 3 月 6 日（日） 10 時 30 分～11 時 30 分
- ・場所：鹿児島商工会議所 アイムビル 4 階アイムホール  
鹿児島市東千石町 1 - 38

### 総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 資格審査
4. 議長団選出
5. 議事録署名人選出
6. 議事
  - 議案第 1 号  
平成 23 年度事業計画案に関する件
  - 議案第 2 号  
平成 23 年度収支予算案に関する件
  - 議案第 3 号  
平成 23・24 年度役員選挙に関する件
  - 議案第 4 号  
その他
7. 議長団解任
8. その他
9. 閉会の辞

- ・日時：平成21年3月6日（日）10時30分～11時30分
- ・場所：鹿児島商工会議所 アイムビル 4階アイムホール  
鹿児島市東千石町1-38

- ・正会員数 426名（平成23年3月1日 現在）
- ・出席会員数 73名 委任状数 164名 合計 237名
- ・出席者氏名 別記

#### 1. 開会の辞

新村栄次副会長による88回総会開会の辞が行われた。

#### 2. 会長挨拶

池田 睦 会長の挨拶が行われた。

#### 3. 資格審査

豊田雅彦総務理事より正会員数（平成23年3月1日現在）426名のうち出席73名、書面表決者164名、合計237名が出席し、過半数以上にあたるため本総会は成立したことを認める旨の報告が行われた。

#### 4. 議長団選出

会場からの立候補はなく、執行部一任との発言により、正議長に鹿児島生協病院の前原邦章氏、副議長に鹿児島県立北薩病院の田畑 一文を推薦し、満場一致で選出した。

#### 議長登壇

#### 5. 議事録署名人選出

会場からの立候補はなく、執行部一任との発言により、新村栄次副会長、中島祐二理事を推薦し満場一致で選出した。

#### 6. 議事

##### 1) 議案第1号 平成23年度事業計画案

池田 睦会長より別冊配布した総会資料により説明が行われた。

##### 2) 議案第2号 平成23年度収支予算案

中島祐二財務理事より別冊配布した総会資料により説明が行われた。

正議長：議事議案第1号から議事議案第2号までの質疑を受けた。

質疑がないため、採決により挙手多数で議事議案第1号及び議事議案第2号は承認された。

3) 議案第3号 平成23・24年度の役員選挙に関する件

池田 睦会長より、任期満了に伴い、役員選挙規定に基づいて選挙がおこなわれる旨の説明がなされた。

瀬戸和人選挙管理委員長より役員選挙について報告が行われた。

選挙管理委員長：

役員任期満了となり、全員が退任することになった。そこで、平成23年2月会報113号に平成23・24年度役員選挙の公示を掲載した結果、平成23年2月24日午後5時までに立候補・推薦候補あわせて12名の届出があった。候補者が役員定数を超えなかったことより、役員選挙規定の第4章第10条無投票当選に当てはまり候補者12名を当選者とする旨の報告が行われた。

続いて立候補者の氏名が読み上げられた。

理事 鹿児島大学病院 池田 睦  
理事 今給黎総合病院 新村 栄次  
理事 川内市医師会立市民病院 大久保 光男  
理事 南風病院 石本 裕二  
理事 鹿児島厚生連健康管理センター 原口 誠  
理事 鹿児島大学病院 藤崎 拓郎  
理事 鹿児島大学病院 中島 裕二  
理事 鹿児島大学病院 豊田 雅彦  
理事 鹿児島市医師会病院 平田 勝  
理事 鹿児島市立病院 佐藤 洋一  
監事 原子力安全技術センター 鮫嶋 宗俊  
監事 鹿児島ハッピー商事 西元 広男

副議長：議事議案第3号の質疑を受けた。

質疑がないため、採決により挙手多数で議事議案第3号は承認された。

4) 議案第4号 その他

副議長：執行部並びに会場からの意見・提案を求めた

※ここでのその他は議決を有する議題

執行部および会長からの意見・提案はなし。

7. 議長団退席

8. その他

池田会長より

日本放射線技師会の代議員選挙に関することの説明があった。会務上、代議員は県技師会理事に務めさせて頂いた方が円滑な運営ができると考え、作年度同様、会長、総務担当理事、学術担当理事に代議員を務めさせて頂けるようお願いがあった。

中島財務理事より

日本放射線技師会と県技師会の会費一括徴収に関する説明があり、可能であれば平成24年度から鹿児島県も会費一括徴収に移行したい旨の話があった。

9. 閉会の辞

承認された新役員の挨拶が行われ、本総会は終了し、新村栄次副会長による閉会の辞が行われた。

平成23年3月6日

正議長 前原 邦章 印

副議長 田畑 一文 印

議事録署名人 新村 栄次 印

中島 祐二 印

議事録作成 豊田 雅彦 印

この会議録は原本と相違ありません

平成23年3月31日

社団法人鹿児島県放射線技師会

会長 池田 睦 印

## 第88回 通常総会写真



池田会長 挨拶



開会の辞 新村副会長



司会 中島さおり氏

## 第88回通常総会 出席者

	氏名(漢字)		氏名(漢字)		氏名(漢字)
1	石山 重行	31	新村 栄次	61	平田 勝
2	中島 さおり	32	池田 睦	62	日高 稔
3	豊田 雅彦	33	中島 祐二	63	恵 智徳
4	橋口 孝	34	西本 孝市	64	石元時弘
5	奥 好史	35	元日田 調	65	里 隆昭
6	下吉 則孝	36	鮫島 宗俊	66	井ノ上 祐二
7	仮屋 愛紀	37	永山 照明	67	松山 芳郎
8	加治屋 博一	38	河野 正人	68	佐藤洋一
9	岩元 亮太	39	吉村 洋一	69	出水田 尚文
10	隈 浩司	40	橋口 善治	70	富吉 司
11	小屋 俊彰	41	隈元 満広	71	平賀真雄
12	小屋 保浩	42	原口 誠	72	岡野三男
13	小谷 弘樹	43	三反田 正紀	73	斉藤 二郎
14	松野下 直美	44	山口 信夫		
15	瀬戸 和人	45	室屋 純一		
16	西元 孝海	46	重信 隆彰		
17	大園 健一	47	松下 芳正		
18	谷本 江利子	48	新留 寿		
19	竹下 元士	49	石本 裕二		
20	藤崎 誠	50	浅井 愛邦		
21	淵脇 崇史	51	前原 邦章		
22	穂満 信行	52	大久保 光男		
23	本村 克朗	53	大迫 良一		
24	末永 浩一	54	竹元 信秀		
25	木屋尾 祐太郎	55	田畑 一文		
26	四本 齊	56	東 幸浩		
27	清水 ゆかり	57	湯ノ口 武司		
28	篠原 なつき	58	富松 正明		
29	吉永 利彦	59	有蘭 良一		
30	坂下 周一郎	60	梶 岩雄		

## 第89回社団法人鹿児島県放射線技師会通常総会議事録

・日時：平成23年6月18日（土）16:30～17:30

・会場：鹿児島共済会南風病院 ANNEX-1 2階講堂

### 総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 資格審査
4. 議長団選出
5. 議事録署名人選出
6. 議事
  - 議案第1号  
平成22年度事業報告に関する件
  - 議案第2号  
平成22年度決算報告に関する件
  - 議案第3号  
平成22年度監査報告に関する件
  - 議案第4号  
その他
7. 議長団解任
8. その他
9. 閉会の辞

- ・日時：平成23年6月18日（土）16:30～17:30
- ・会場：鹿児島共済会南風病院 ANNEX-1 2階講堂

- ・正会員数 416名（平成22年6月1日現在）
- ・出席会員数 81名
- ・委任状数 151名
- 合 計 232名

#### 総会開始

##### 1. 開会の辞

新村栄次副会長による第89回総会開会の辞が行われた。

##### 2. 会長挨拶

池田 睦会長の挨拶が行われた。

##### 3. 資格審査

資格審査について、豊田雅彦総務理事より正会員数416名（平成23年6月1日現在）のうち232名（書面表決者151名を含む）が出席し総会が成立した旨の報告が行われた。

##### 4. 議長団選出

会場からの立候補はなく、執行部より正議長に鹿児島県立北薩病院の児玉公輝氏と、副議長に今給黎総合病院の永山照明氏を推薦し、満場一致で選出された。

#### 議長団登壇

##### 5. 議事録署名人選出

会場からの立候補はなく、執行部より議事録署名人として、鹿児島大学病院の池田 睦氏と今給黎総合病院の新村栄次氏を推薦し、満場一致で両氏が選出された。

##### 6. 議事

正議長：池田会長と新村副会長を議事録署名人に選出して早速審議に入ります。時間の関係上、議事議案第1号から議事議案第3号まで続けて説明を受けた後、質疑応答及び採決にはいりたいと思います。

正議長：では、議事議案第1号から議事議案第3号まで執行部の説明をお願いします。

##### 1) 議事議案第1号 平成22年度会務報告について

池田 睦会長より平成22年度事業報告の総括が述べられた。

豊田雅彦総務理事より別冊配布した総会資料により説明がなされた。

- 2) 議事議案第 2 号 平成 22 年度決算報告について  
中島祐二財務理事より別冊配布した総会資料により説明がなされた。
- 3) 議事議案第 3 号 監査報告について  
鮫嶋宗俊監事、西本広男監事より監査報告書を提示された。  
議事議案第 1 号から議事議案第 3 号までの一括質疑応答に入った。

議 長：質問はないですか？

議 長：ないようですので採決に入ります。

議案第 1 号対して異議のない方の挙手をお願いします。

(採決)

挙手多数により議案第 1 号は承認されました。

議案第 2 号対して異議のない方の挙手をお願いします。

(採決)

挙手多数により議案第 2 号は承認されました。

議案第 3 号対して異議のない方の挙手をお願いします。

(採決)

挙手多数により議案第 3 号は承認されました。

以上により議事議案第 1 号から議事議案第 3 号は承認された。

議長交代

- 4) 議事議案第 4 号 その他について

副議長：議事議案第 4 号その他に入ります。

執行部並びに会場からのご意見・提案はないでしょうか。

\*ここでのその他は議決を有する議題である。

会場より提案なし。

執行部からも提案なし。

副議長：議事議案第 4 号その他を終わります。

## 7. 議長団退席

8. その他

総合司会：その他について会員及び執行部から発言をお願いします。

池田会長より平成23年6月11日（土）に開催された第70回日本放射線技師会定期総会について別冊配布した資料により報告があった。

藤崎学術担当理事より日本放射線技師会の生涯学習システムおよびフレッシュャーズセミナー等について別紙配布した資料により報告があった。

9. 閉会の辞

すべての審議を終え、本総会が終了し、新村栄次副会長により閉会が宣言された。

平成23年6月18日

正義長 児玉公輝 印

副議長 永山照明 印

議事録署名人 池田睦 印

新村栄次 印

議事録作成 豊田雅彦 印

この議事録は原本と相違ありません

平成23年8月5日

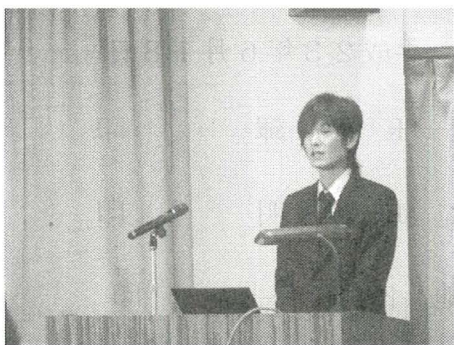
社団法人 鹿児島県放射線技師会

会長 池田睦 印

# 第89回 通常総会・特別講演



会場全体



永田 隆二



監事



議長



西郷 康正



浮田 啓一郎



理事

## 第89回通常総会 出席者

	氏名(漢字)		氏名(漢字)		氏名(漢字)
1	重信 隆彰	31	淵脇 崇史	61	元日田 調
2	恒吉 雅也	32	上床 達哉	62	佐々木 雅史
3	原口 誠	33	久保 幸子	63	奥 好史
4	隈元 忍	34	白石 朋之	64	木屋尾 祐太郎
5	末永 浩二	35	日高 稔	65	小屋 保浩
6	山本 愛	36	吉野 健	66	岩元 亮太
7	下園 大介	37	松山 芳郎	67	池田 睦
8	郭 武浩	38	中原 武志	68	川原 浩
9	大塚 麻里	39	児玉 公輝	69	藤崎 拓郎
10	瀬戸口 勲	40	石山 重行	70	西郷 康正
11	岡野 三男	41	中島 さおり	71	新留 寿
12	竹元 信秀	42	内田 一正	72	市園 淳二
13	園田 実郎	43	富松 正明	73	中村 晋輔
14	新村 栄次	44	平田 勝	74	大久保 光男
15	竹之内 学	45	木場 淳	75	藤橋 弘
16	永山 照明	46	瀬戸 和人	76	田口 利樹
17	大迫 良一	47	佐藤 洋一	77	松野下 直美
18	四本 斉	48	米田 寛彬	78	伊原 孝志
19	浮田 啓一郎	49	米重 亮馬	79	長野 勝悟
20	田川 伸夫	50	木原 悠太	80	塩屋 弘行
21	平原 大助	51	永田 隆二	81	小濱 剛
22	松下 芳正	52	西本 孝市	82	高崎 隆太
23	福崎 力也	53	宮原 洋一	83	橋本 隆志
24	濱田 智太郎	54	前原 邦章	84	平賀 真雄
25	小屋 俊彰	55	吉永 利彦	85	塩屋 晋吾
26	丸尾 美由紀	56	末永 浩一	86	河野 正人
27	飯伏 順一	57	松本 俊也	87	鮫嶋 宗俊
28	浅井 愛邦	58	中島 祐二	88	村山 光生
29	園田 昌史	59	坂下 周一郎	89	岡田 淳徳
30	藤崎 誠	60	豊田 雅彦		

## 収支計算書総括表

社団法人 鹿兒島県放射線技師会

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
会費収入	2,890,000
事業収入	686,000
補助金等収入	89,300
負担金収入	497,500
雑収入	90,129
前受金	22,500
他会計からの繰入金収入	0
事業活動収入計 (A)	4,275,429
2. 事業活動支出	
(1) 事業費支出	3,074,624
事業対策費	855,474
学術研究事業費	324,700
支部助成金	440,000
出版事業費	513,000
福利厚生費	14,175
放射線啓発事業費	597,600
本部会費負担金	230,500
通信運搬費	8,855
その他必要経費	90,320
(2) 管理費支出	1,145,811
会議費	218,726
旅費交通費	200,600
需要費	453,896
渉外費	9,228
賃貸費	0
事務所運営費	152,561
租税公課	98,800
雑費	12,000
次年度会費繰越金	21,000
次年度負担金繰越金	1,500
事業活動支出計 (B)	4,242,935
事業活動収支差額 (A) - (B)	32,494
II 投資活動収支の部	0
1. 投資活動収入	0
投資活動収入計	0
2. 投資活動支出	0
投資活動支出計	0
投資活動収支差額	0
III 財務活動収支の部	0
1. 財務活動収入	0
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	0
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	32,494
前期繰越収支差額	16,647,521
次期繰越収支差額	16,680,015

社団法人 鹿児島県放射線技師会

## 収支計算書

Page:2

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	3,247,000	2,890,000	357,000
正会員会費収入	3,227,000	2,625,000	602,000
前年度繰越前受正会員会費収入		35,000	△ 35,000
過年度正会員会費収入		210,000	△ 210,000
準会員会費収入	20,000	20,000	0
事業収入	830,000	686,000	144,000
研修会会費収入	30,000	0	30,000
広告収入	450,000	390,000	60,000
環境測定事業収入	350,000	296,000	54,000
補助金等収入	100,000	89,300	10,700
民間補助金収入	100,000	89,300	10,700
負担金収入	522,500	497,500	25,000
九州地域放射線技師会会費負担金	230,500	188,000	42,500
前年度繰越前受九州負担金収入		2,500	△ 2,500
過年度九州地域放射線技師会会費負担金		15,000	△ 15,000
市医師会負担金	292,000	292,000	0
雑収入	160,000	90,129	69,871
受取利息収入	10,000	264	9,736
雑収入	150,000	89,865	60,135
前受金		22,500	△ 22,500
前受会費		21,000	△ 21,000
前受負担金		1,500	△ 1,500
他会計からの繰入金収入		0	0
他会計からの繰入金収入		0	0
事業活動収入計 (A)	4,859,500	4,275,429	584,071

社団法人 鹿児島県放射線技師会

## 収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	3,762,500	3,074,624	687,876
事業対策費	830,000	855,474	△ 25,474
広報活動費	200,000	176,500	23,500
調査事業費	150,000	172,000	△ 22,000
講習会対策費	30,000	0	30,000
渉外対策費	30,000	1,890	28,110
旅費交通費支出	250,000	349,800	△ 99,800
表彰対策費	50,000	18,060	31,940
出版物頒布費	120,000	137,224	△ 17,224
学術研究事業費	722,000	324,700	397,300
鹿児島県学術大会費	150,000	45,000	105,000
生涯教育セミナー費	100,000	141,700	△ 41,700
学術助成金	120,000	120,000	0
管理士部会費	90,000	0	90,000
夜間急病センター研修委託費	262,000	18,000	244,000
支部助成金	440,000	440,000	0
鹿児島支部助成金	150,000	150,000	0
川薩支部助成金	50,000	50,000	0
大隅支部助成金	70,000	70,000	0
大島支部助成金	50,000	50,000	0
霧島始良支部助成金	50,000	50,000	0
南薩支部助成金	70,000	70,000	0
出版事業費	560,000	513,000	47,000
会報印刷費	450,000	472,500	△ 22,500
小冊子印刷費	70,000	0	70,000
ニュース印刷費	40,000	40,500	△ 500
福利厚生費	50,000	14,175	35,825
慶弔費	50,000	14,175	35,825
放射線啓発事業費	740,000	597,600	142,400
環境測定事業費	220,000	185,120	34,880
ホームページ運営費	70,000	36,000	34,000
放射線展費	100,000	100,000	0
関連団体会議費	300,000	276,480	23,520
放射線管理士事業費	50,000	0	50,000
本部会費負担金	230,500	230,500	0
九州地域放射線技師会費	230,500	230,500	0

社団法人 鹿児島県放射線技師会

## 収支計算書

Page:4

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
通信運搬費	100,000	8,855	91,145
通信運搬費支出	100,000	8,855	91,145
その他必要経費	90,000	90,320	△ 320
保険料	10,000	0	10,000
租税公課支出	50,000	54,955	△ 4,955
雑支出	30,000	35,365	△ 5,365
(2) 管理費支出	1,455,000	1,145,811	309,189
会議費	225,000	218,726	6,274
総会費	150,000	176,460	△ 26,460
理事会費	15,000	704	14,296
委員会費	30,000	12,042	17,958
支部長会費	20,000	29,520	△ 9,520
部会会議費	10,000	0	10,000
旅費交通費	320,000	200,600	119,400
会長会議旅費	100,000	0	100,000
理事会旅費	40,000	35,000	5,000
委員会旅費	80,000	43,500	36,500
支部長会議旅費	80,000	122,100	△ 42,100
部会会議旅費	20,000	0	20,000
需要費	490,000	453,896	36,104
什器・備品費	300,000	330,000	△ 30,000
備品管理費	50,000	0	50,000
消耗品費支出	40,000	31,631	8,369
印刷製本費	30,000	22,000	8,000
通信運搬費支出(管理)	30,000	44,265	△ 14,265
夜間急病センター通信費	30,000	20,000	10,000
部会通信費	10,000	0	10,000
新公益法人化事業対策費	200,000	6,000	194,000
渉外費	50,000	9,228	40,772
役員渉外費	50,000	9,228	40,772
賃貸費	30,000	0	30,000
賃貸料支出	30,000	0	30,000
事務所運営費	184,000	152,561	31,439
維持管理費	100,000	79,617	20,383
事務所雑費	10,000	398	9,602
火災保険料支出	74,000	72,546	1,454
租税公課	76,000	98,800	△ 22,800
租税公課支出(管理)	76,000	98,800	△ 22,800
雑費	80,000	12,000	68,000
雑支出	80,000	12,000	68,000
次年度会費繰越金		21,000	
次年度負担金繰越金		1,500	
事業活動支出計 (B)	5,217,500	4,242,935	974,565
事業活動収支差額 (A) - (B)	0	32,494	△ 32,494

社団法人 鹿児島県放射線技師会

## 収支計算書

Page:5

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	予算額	決算額	差異
Ⅱ 投資活動収支の部			0
1. 投資活動収入			0
(2) 特定資産取崩収入			0
減価償却引当資産取崩収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			0
(2) 特定資産取得支出			0
減価償却引当資産取得支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			0
1. 財務活動収入	0	0	0
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	△ 16,647,521	32,494	△ 16,680,015
前期繰越収支差額	16,647,521	16,647,521	0
次期繰越収支差額	0	16,680,015	△ 16,680,015

## 計算書類に対する注記

(社)鹿児島県放射線技師会

平成23年 3月31日現在

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却について

什器備品、事務所備品、事務所(建物)について:  
定額法にて減価償却を行っている。  
残存価額は取得価額の10%とする。

## 減価償却期間について

什器備品及び、事務所備品については6年  
不動産に関しては建物は25年

## (2) 資金の範囲

資金の範囲には、流動資産、流動負債のすべてを含めることにしている。  
なお、当期末残高は下記3に記載するとおりである。

## 2. 3年度以上の未収正会員会費及び未収九州地域放射線技師会負担金は回収不能とみなし貸倒負債(会費)として処理する。

未収正会員会費	602000円
未収九州地域放射線技師会会費負担金	42500円
計	644500円

## 3. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高
1. 流動資産	
現金預金	15,307,515
未収会費	1,302,000
未収負担金	93,000
小計	16,702,515
2. 流動負債	
未払金	0
前受金	22,500
小計	22,500
合計	16,680,015
次期繰越収支差額	16,680,015

3. 固定資産の取得価額、取得日、当期減価償却額、累積減価償却額及び、期末評価額については次のとおりである。

科目	名称	取得価格	取得日	減価償却回数	当期減価償却額	累積減価償却額	期末評価額
什器備品	財務会計システム	564,200	平成18年	5	84,630	423,150	141,050
	総務用ノートパソコン	117,800	平成19年	4	17,670	70,680	47,120
	テレビモニター	160,000	平成21年	2	24,000	48,000	112,000
	レーザープリンター	68,980	平成21年	2	10,347	20,694	48,286
	電離箱サーベイメータ	346,500	平成22年	1	51,975	51,975	294,525
不動産	建物(事務所)	11,330,000	平成11年	9	407,880	3,670,920	7,659,080
	土地	7,900,000	平成11年	0	0	0	7,900,000

建物:木造スレート葺き2階建て 67.9平米

土地:鹿児島市東坂元4丁目28-11 132.24平米

4. 以下の資産は、減価償却が終了したので除却する。

除却資産リスト

科目	名称	期首評価額	除却年月	累積減価償却額	期末評価額
什器備品	該当物品なし	-	-	-	-

平成23年 3月31日現在

社団法人 鹿児島県放射線技師会

## 貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15,307,515	15,290,021	17,494
現金	41,100	1,488	39,612
普通預金	1,904,730	1,539,848	364,882
定期預金	5,899,000	5,899,000	0
郵便貯金	7,462,685	7,849,685	△ 387,000
未収会費	1,302,000	1,302,000	93,000
未収負担金	93,000	93,000	0
流動資産合計	16,702,515	16,685,021	110,494
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	7,900,000	7,900,000	0
建物	11,330,000	11,330,000	0
減価償却累計額 △	3,670,920	3,263,040	△ 407,880
基本財産合計	15,559,080	15,966,960	△ 407,880
(2)特定資産			
(3)その他固定資産			
什器備品	1,257,480	1,899,975	△ 642,495
減価償却累計額 △	614,499	1,414,872	800,373
その他固定資産合計	642,981	485,103	157,878
固定資産合計	16,202,061	16,452,063	△ 250,002
資産の部合計	32,904,576	33,137,084	△ 139,508
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
前受金	22,500	37,500	△ 15,000
流動負債合計	22,500	37,500	△ 15,000
2. 固定負債			
負債の部合計	22,500	37,500	△ 15,000
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	32,882,076	33,099,584	△ 124,508
(うち基本財産への充当額) ( 15,559,080 )	( 15,559,080 )	( 15,966,960 )	( △ 407,880 )
(うち特定資産への充当額) ( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
一般正味財産	32,882,076	33,099,584	△ 124,508
正味財産の部合計	32,882,076	33,099,584	△ 124,508
負債及び正味財産合計	32,904,576	33,137,084	△ 139,508

## 正味財産増減計算書

Page: 9

社団法人 鹿児島県放射線技師会

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	2,876,000	2,694,000	182,000
鹿児島県放射線技師会会費	2,625,000	2,569,000	56,000
準会員会費	20,000	20,000	0
過年度正会員会費収入	210,000	70,000	140,000
次年度正会員会費収入	21,000	35,000	△ 14,000
事業収益	686,000	804,000	△ 118,000
研修会会費収益	0	0	0
広告収入	390,000	450,000	△ 60,000
環境測定事業収入	296,000	354,000	△ 58,000
受取補助金等	89,300	528,120	△ 438,820
受取民間補助金	89,300	528,120	△ 438,820
受取負担金	496,500	483,500	14,000
九州地域放射線技師会会費負担金	188,000	184,000	4,000
市医師会負担金	292,000	292,000	0
過年度九州地域放射線技師会会費負担金	15,000	5,000	10,000
次年度九州地域放射線技師会会費負担金	1,500	2,500	△ 1,000
雑収益	90,129	178,180	△ 88,051
受取利息	264	484	△ 220
雑収益	89,865	177,696	△ 87,831
前年度繰越前受金収入	37,500	165,000	△ 127,500
経常収益合計	4,275,429	4,852,800	△ 577,371

## 正味財産増減計算書

Page: 10

社団法人 鹿児島県放射線技師会

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(2)経常費用			
事業費	3,074,624	2,716,996	357,628
事業対策費	855,474	302,315	553,159
広報活動費	176,500	10,000	
調査事業費	172,000	18,000	154,000
講習会対策費	0	0	0
渉外対策費	1,890	21,363	△ 19,473
旅費交通費	349,800	206,100	143,700
表彰対策費	18,060	0	18,060
出版物頒布費	137,224	46,852	90,372
学術研究事業	324,700	333,730	△ 9,030
鹿児島県学術大会費	45,000	95,490	△ 50,490
生涯教育セミナー費	141,700	199,000	△ 57,300
学術助成金	120,000	30,000	90,000
管理士部会費	0	0	
夜間急病センター研修委託費	18,000	9,240	8,760
支部助成金	440,000	390,000	50,000
鹿児島支部助成金	150,000	150,000	0
川薩支部助成金	50,000	0	50,000
大隅支部助成金	70,000	70,000	0
大島支部助成金	50,000	50,000	0
霧島始良支部助成金	50,000	50,000	0
南薩支部助成金	70,000	70,000	0
出版事業費	513,000	501,000	12,000
会報印刷費	472,500	501,000	△ 28,500
小冊子印刷費	0	0	0
ニュース印刷費	40,500	0	40,500
福利厚生費	14,175	13,843	332
慶弔費	14,175	13,843	332
放射線啓発事業費	597,600	842,400	△ 244,800
環境測定事業費	185,120	258,000	△ 72,880
ホームページ運営費	36,000	54,300	△ 18,300
放射線展費	100,000	88,000	12,000
関連団体会議費	276,480	442,100	△ 165,620
放射線管理士事業費	0	0	0
本部会費負担金	230,500	230,000	500
九州地域放射線技師会費	230,500	230,000	500

## 正味財産増減計算書

Page: 11

社団法人 鹿児島県放射線技師会

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
通信運搬費	8,855	47,370	△ 38,515
通信運搬費	8,855	47,370	△ 38,515
その他必要経費	90,320	56,338	33,982
保険料	0	0	0
租税公課	54,955	54,338	617
雑費	35,365	2,000	33,365
管理費	1,145,811	1,401,820	△ 262,009
会議費	218,726	234,282	△ 15,556
総会費	176,460	191,890	△ 15,430
理事会費	704	3,548	△ 2,844
委員会費	12,042	16,468	△ 4,426
支部長会費	29,520	22,376	7,144
部会会議費	0	0	0
旅費交通費	200,600	331,200	△ 130,600
会長会議旅費	0	182,000	△ 182,000
理事会旅費	35,000	44,000	△ 9,000
委員会旅費	43,500	44,000	△ 500
支部長会議旅費	122,100	61,200	60,900
部会会議旅費	0	0	0
需要費	453,896	474,305	△ 26,409
什器・備品費	330,000	249,933	80,067
備品管理費	0	44,580	△ 44,580
消耗品費	31,631	40,332	△ 8,701
印刷製本費	22,000	95,880	△ 73,880
通信運搬費	44,265	23,580	20,685
夜間急病センター通信費	20,000	20,000	0
部会通信費	0	0	0
新公益法人化事業対策費	6,000	0	6,000
渉外費	9,228	0	9,228
役員渉外費	9,228	0	9,228
賃貸費	0	0	0
賃貸費	0	0	0
事務所運営費	152,561	152,856	△ 295
維持管理費	79,617	80,310	△ 693
雑費	398	0	398
保険料	72,546	72,546	0
租税公課	98,800	75,500	23,300
租税公課	98,800	75,500	23,300
雑費	12,000	133,677	△ 121,677
雑費	12,000	133,677	△ 121,677
次年度会費繰越金	21,000	35,000	△ 14,000
次年度負担金繰越金	1,500	2,500	△ 1,000
減価償却費	250,002	414,448	△ 164,446
経常費用合計	4,492,937	4,570,764	△ 83,827
当期経常増減額	△ 217,508	282,036	△ 493,544

## 正味財産増減計算書

Page: 12

社団法人 鹿児島県放射線技師会

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用合計			
当期経常外増減額 (未収金)	644,500	884,500	
当期経常外増減額 (貸倒会費)	644,500		
当期一般正味財産増減額	△ 217,508	282,036	△ 493,544
一般正味財産期首残高	33,099,584	31,933,048	1,166,536
一般正味財産期末残高	32,882,076	33,099,584	672,992
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増加額	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	
III 正味財産期末残高	32,882,076	33,099,584	672,992

## 財産目録

平成23年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15,307,515		
現金	41,100		
鹿児島銀行普通預金	1,904,730		
定期郵便貯金	5,899,000		
郵便振替口座	7,462,685		
未収会費	1,302,000		
未収負担金	93,000		
流動資産合計		16,702,515	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地(132.24m <sup>2</sup> )東坂元4丁目28-11	7,900,000		
建物(67.9m <sup>2</sup> )木造スレート葺き2階建て	11,330,000		
減価償却累計額 △	3,670,920		
基本財産合計	15,559,080		
(2) 特定資産			
特定資産合計	0		
(3) その他固定資産			
什器備品	1,257,480		
減価償却累計額 △	614,499		
除却による財産減	0		
その他固定資産合計	642,981		
固定資産合計		16,202,061	
資産の部合計			32,904,576
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0		
前受金	22,500		
流動負債合計		22,500	
2. 固定負債			
固定負債合計			
負債の部合計			22,500
正味財産			32,882,076

# 監査報告書

平成23年6月13日

社団法人 鹿児島県放射線技師会  
会長 池田 睦 殿

社団法人 鹿児島県放射線技師会  
監事 鮫嶋 宗俊  
監事 西元 広男

監事兩名は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの技師会運営についての監査を、定款第14条に定める民法第59条に則り、平成22年12月1日に中間監査、平成23年6月8日及び平成23年6月13日に期末監査を技師会事務所において実施し、協議の上、この監査報告書を作成したので、以下のとおり報告する。

## 記

### 監査結果

1. 理事の会務執行状況の監査に関しては、理事会に出席して担当理事の会務報告ならびに審議事項を聴取すると共に、各種の議事録・文書綴りを閲覧した結果、法令及び定款、総会決議に違反する事実は認められず、事業計画に基づき順調に執行運営されていることを認める。
2. 財務状況の監査に関しては、収支計算書ならびに証拠書類などを審査した結果、不整の弊は認められず、諸帳簿類の記載ならびに会計処理は間違いなく適正に処理されていることを認める。

以上

レントゲン週間イベント 市民公開講座

～がん治療における放射線治療の貢献～

<鹿児島県放射線技師会生涯教育講座>

日 時：平成23年3月6日（日） 13時30分より

場 所：鹿児島商工会議所アィムビル 4階 アィムホール

鹿児島市東千石町 1-38

開会の挨拶（13：30） 社団法人鹿児島県技師会 会長 池田 睦

座長 社団法人鹿児島県技師会 会長 池田 睦

講演1（13：50－14：25）50分

～医師の立場から～

「動き出した陽子線治療」

財団法人 メディポリス医学研究財団

がん粒子線治療研究センター 有村 健 先生

講演2（14：25－14：55）30分

～技師の立場から～

「放射線治療の挑戦」

鹿児島大学病院 小林 保浩 先生

<休憩 10分>

講演3（15：05－15：45）40分

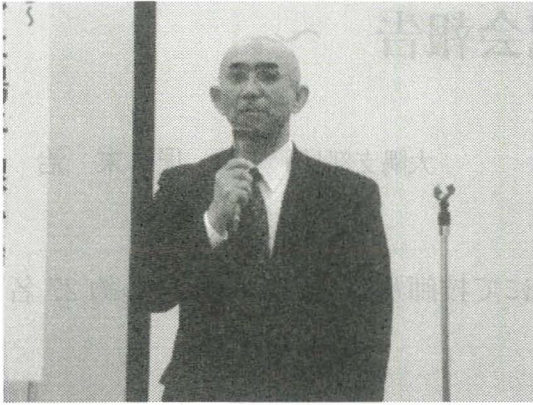
～がん患者さんご家族の患者会の立場から～

「がんとともに生きる」

特定非営利活動法人 がんサポートかごしま 理事長 三好 綾 先生

共催：社団法人 鹿児島県放射線技師会 / エーザイ株式会社

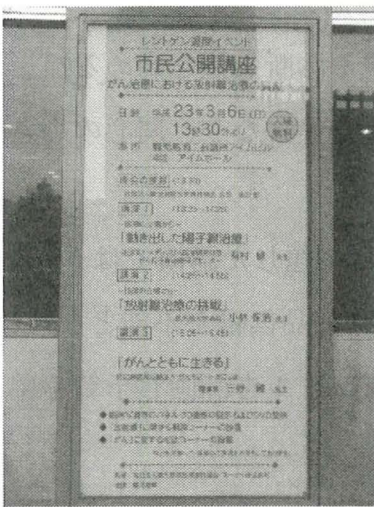
後援：鹿児島県



挨拶 池田会長



講演会 スタッフ



講演会 看板



小林保浩 先生



座長 池田会長



三好綾 先生



有村健 先生

## ～ 大隅画像研究会報告 ～

大隅支部長 島 児 末 治

平成23年3月6日(土)、鹿屋市中央公民館にて技師及びメーカーを含め約27名の参加者があり滞りなく終了した。

県技師会活動報告は、池田会長が定款改定の必要性及び九州放射線医療技術鹿児島大会に向けての取り組み等について説明され技師会活動への協力を要請された。

初めての試みとしての症例報告では、各施設の事例に対する診断価値を高める撮影及び検査法について検討を行った。会員相互の活発な意見交換となり、関心の高さが感じられた。

PACSサーバーの更新について技師及びメーカーの立場からと題した講演では、システム導入5年後にはサーバー・端末関係のハードウェア補償や部品供給が不能となり、システム更新に向け多額の費用が発生する為、事前にスケジュールを計画し予算を確保する必要性を強調された。

今給黎総合病院の浮田技師の福島原発に伴うサーベイ体験では、遺体は腐乱が進み、悪臭の中で行われたという報告は非常に生々しく心に残った。また、サーベイに際して他職種及び住民より放射線に関する質問があり、専門職としての答えを求められたという事であった。川内原発防災訓練が毎年実施され、放射線技師も参加しているが実際の災害現場で活かせる活動となるよう、今回のサーベイ活動を取り入れた訓練内容を再構築する必要がある。また、専門職として放射線に関する知識を正しく伝える役割も担う事が認識できる大変有意義な研修会であった。

## 大隅画像研究会参加者名簿（平成23年8月6日）

番号	氏名	勤務先
1	山本 秀明	小倉記念病院
2	福永 奈々恵	小倉記念病院
3	寺師 俊彦	前田 内科
4	島 児 末 治	垂水市立医療センター垂水中央病院
5	園 田 隆	垂水市立医療センター垂水中央病院
6	坂 本 幸 望	垂水市立医療センター垂水中央病院
7	深 水 武	大隅鹿屋病院
8	永 山 崇 臣	大隅鹿屋病院
9	田 中 謙 太 郎	大隅鹿屋病院
10	原 田 健 吾	大隅鹿屋病院
11	前 原 陽 洋	小倉記念病院
12	平 山 宗 郎	大隅鹿屋病院
13	大 迫 正 美	鹿屋医療センター
14	森 本 健 介	鹿屋医療センター
15	久 保 展 弘	鹿屋医療センター
16	中 村 裕	井ノ上病院
17	木 下 佳	はるびゅうクリニック
18	浮 田 啓 一 郎	今給黎総合病院
19	木 場 淳	鹿児島医師会病院
20	池 田 睦	鹿児島大学病院

## 平成23年度鹿児島県放射線技師会学術大会及び特別講演

日時：平成23年6月18日（土） 15時～18時40分

場所：鹿児島共済会南風病院 ANNEX-I 2階講義室

## 《 プ ロ グ ラ ム 》

【会長挨拶】 15時～15時10分

社団法人鹿児島県放射線技師会 会長 池田 睦

【会員発表】 15時10分～16時

座長 鹿児島市立病院 宮原 洋一

1. 当院における肩関節撮影法について  
鹿児島共済会南風病院 持留 浩輔
2. X線管球の傾きとI.I.の歪み 第2報～臨床例を交えて～  
霧島市立医師会医療センター 橋本 隆志
3. 動画サーバーシステムを用いた被ばく線量管理について  
鹿児島大学医学部歯学部附属病院 川原 浩
4. MRI検査における音楽セレクト制について  
健康会霧島記念病院 小浜 剛
5. 当院におけるVISTA頭部領域への活用術～1.5T Re1.8～  
昭和会クリニック 福崎 力也

【第89回通常総会】 16時30分～17時30分

【特別講演】 17時35分～18時40分

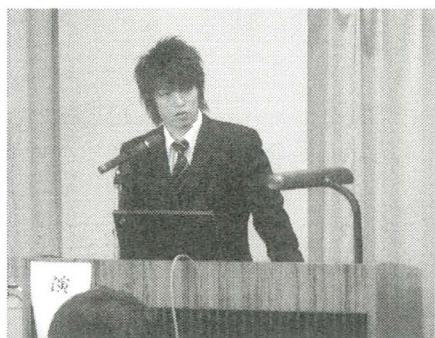
「東日本大震災における鹿児島県放射線技師会会員の支援活動報告」

司会 鹿児島県放射線技師会 会長 池田 睦

1. 「DMATとしての救護活動報告」  
鹿児島市立病院 永田 隆二 氏
2. 「検案前遺体サーベイ報告」  
今給黎総合病院 浮田 啓一郎 氏  
鹿児島大学病院 西郷 康正 氏



会 場



橋 本 隆 志



座長 宮 原 洋 一

平成二十三年度 学 術 大 会



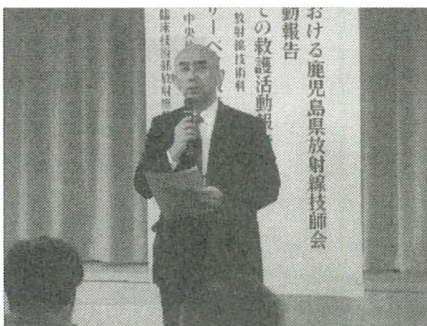
持 留 浩 輔



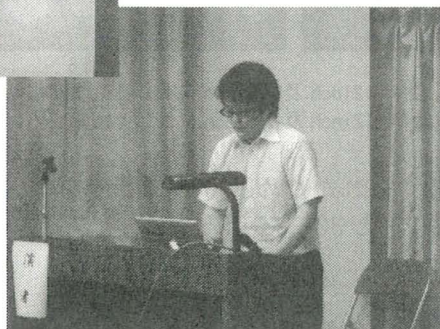
小 浜 剛



川 原 浩



総会 池田会長



福 崎 力 也

## X線管球の傾きと I. I. の歪み ～臨床例を交えて～

霧島市立医師会医療センター 放射線室

○橋本隆志 有馬大樹 田崎夕里 福元 健 塩屋晋吾

佐々木崇 坂口右己 中村克也 平賀真雄

### 【目的】

当院の X 線 TV 装置には管球傾斜機能がある。消化管透視の際、腸管を分離する目的で管球を傾けて撮影することがある。しかし当院の装置は C アームのように管球角度に合わせて I. I. の角度が傾くものではなく、固定された I. I. に X 線が斜入する方式となっている。管球を傾けると I. I. の画像が歪むことは予測できるが、今回 臨床画像にて視覚的にどのくらい歪むのかを検証したので報告する

### 【使用機器】

- ・ X 線 TV 装置 (東芝社製 ADR-1000A)
- ・ DICOM Viewer (J-MAC 社製 Box-base Manager2.6)

### 【検証結果】

バリウムを薄く溜めた円形の容器を類円形の模擬病変として I. I. の中心及び周辺において、管球に  $0^{\circ}$  から  $30^{\circ}$  頭側に傾斜をつけ撮影し、円形病変への視覚的影響を調べた。(図 1～3)

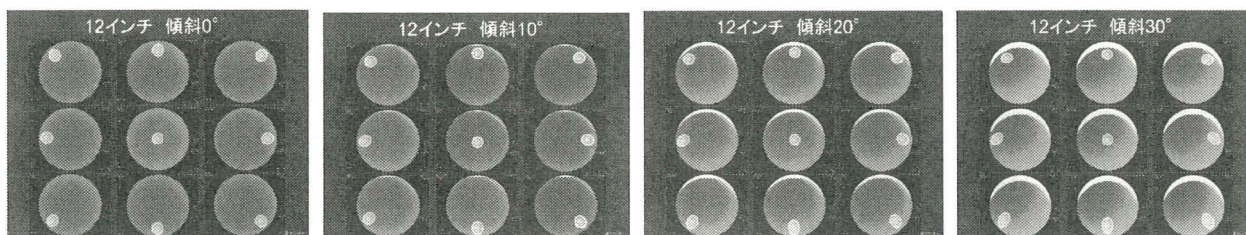


図 1

図 2

図 3

図 4

図 1: I. I. サイズ 12inch 傾斜角度  $0^{\circ}$  図 3: I. I. サイズ 12inch 傾斜角度  $20^{\circ}$   
 図 2: I. I. サイズ 12inch 傾斜角度  $10^{\circ}$  図 4: I. I. サイズ 12inch 傾斜角度  $30^{\circ}$

傾斜角度が大きくなるほど歪みの影響が大きくなることや縦への歪みは楕円形に歪むこと、視野サイズが大きいほど歪みが大きくなることは予測できたが、模擬病変での実験にて横方向への歪みが斜め方向に歪むことが新たに分かった。(図 5、6)

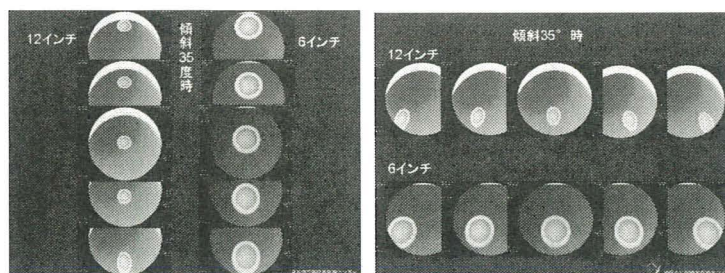


図 5

図 6

図 5: I. I. サイズ 12inch 及び 6inch における縦軸変化  
 図 6: I. I. サイズ 12inch 及び 6inch における横軸変化

上記の実験にて臨床画像への影響が考えられたため、その影響度を調べるために、類円形病変を 12 インチ及び 6 インチにて管球傾斜角度  $0^{\circ}$  と  $30^{\circ}$  を実際に撮影し、それを辺縁を囲み、形態がどのように変わるのかを調べた。(図 7～10)

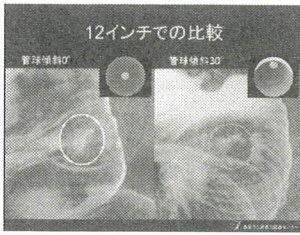


図7

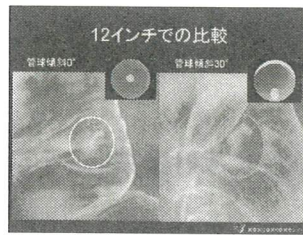


図8

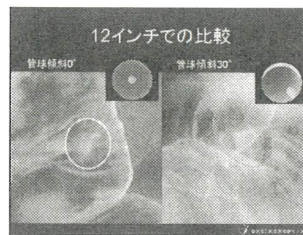


図9

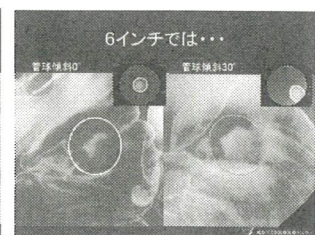


図10

図7：近位部にて撮影  
図8：遠位側右寄りにて撮影  
図9：遠位部にて撮影  
図10：6インチ遠位側右寄りにて撮影

12インチにおいて、傾斜近位側では縦軸に短縮することが分かった。遠位側では縦軸に拡大することが分かった。遠位側右寄りには斜め方向へ大きく拡大することが分かった。病変の形も類円形から楕円形へと変化し、形態診断への影響が示唆される。尚、影響の少ないと思われた6インチにおいてもわずかではあるが、斜め方向へ拡大する歪みの影響があることが分かった。

### 【考察】

- ・管球から照射される X 線は放射状に照射されており、被写体-I.I. 間距離が中心部及び辺縁部では辺縁部のほうが長くなり、拡大率が影響し正面像であっても少なかれ歪みの影響が生じてくる。さらに I.I. の表面はわずかに球状となっており、被写体-I.I. 間距離と相まって外側のほうが伸びるように歪むと考えられる。(図 11)
- ・管球を傾けると、傾斜側と非傾斜側に更に被写体-I.I. 間距離差が生じ、それが縦へ拡大率の影響を大きくしたと考えられる。(図 12)
- ・横方向に関しても管球を傾けることで縦軸への拡大率の影響が生じる。さらに I.I. 表面形状が球状のため中心部と辺縁部において被写体-I.I. 間距離差がひらくため横軸の拡大率の影響が生じる。この2つの影響が複合され、斜め方向への歪みとなったと考えられる(図 13)
- ・透視及び撮影時により視野を小さく、より I.I. 中央部にて撮影することにより横方向への歪みが小さくなり複雑な変形を避けられると考えられる。
- ・I.I. 中央部よりも、僅かに管球寄りの視野を使うことで、正面での焦点-I.I. 間距離と近くなり、縦方向の歪みの影響も最小限に抑えることができるのではないかと考えられる。

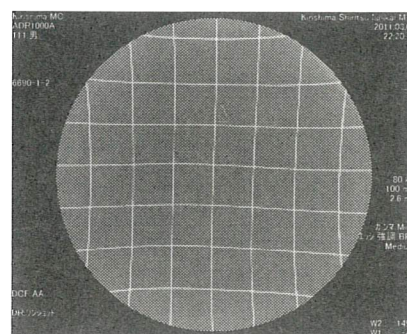


図 11：正面像での写真(左)とその模式図(右)

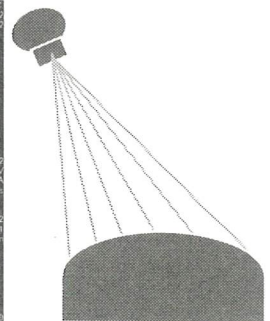
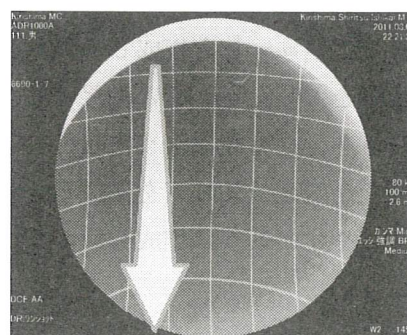


図 12：管球傾斜時の写真(左)とその模式図(右)

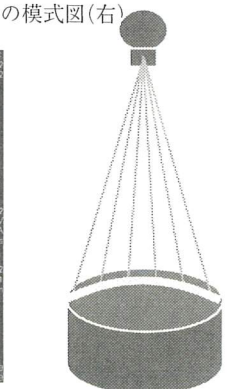
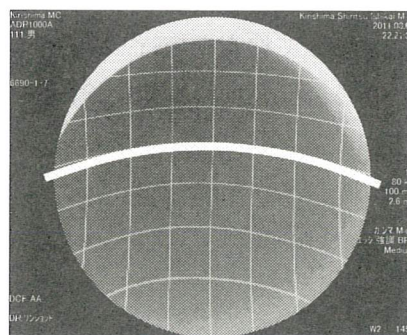


図 13：管球傾斜時の写真(左)とその模式図(右)

- ・腸管を分離する目的で存在診断としては有用な傾斜機能だが、形態診断に用いる場合は形態が変わる可能性が考えられた。

### 【結語】

管球の傾斜機能を使用する際は、歪みが臨床画像に影響を与え診断に影響を及ぼす事を留意する必要がある。

## MR I 検査における音楽セレクト制について

健康会 霧島記念病院 放射線部 ○小浜 剛

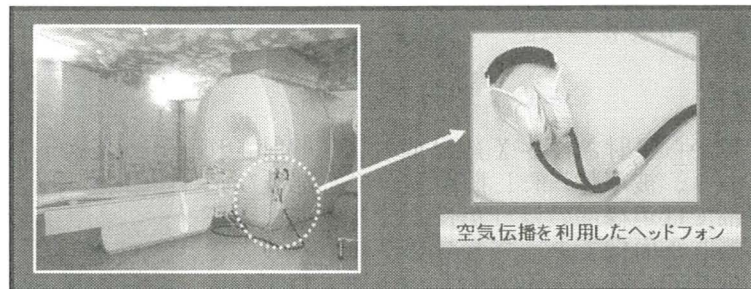
川添 元之 井手 大剛

### ～背景～

MRI 検査において撮影時の閉塞感・騒音・熱傷のリスクなどは検査前に必ず説明をしているが、『狭さ』と『騒音』に対しては少なからずとも患者様にとってはストレスとなっている事が多い。

### ～当院の騒音対策～

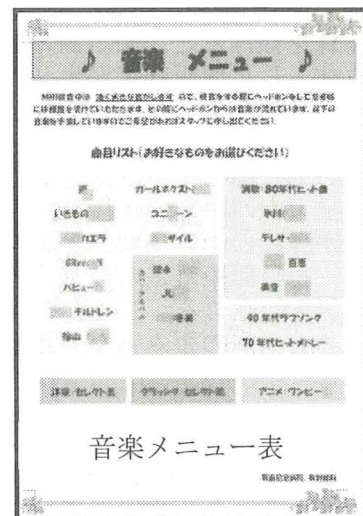
当院のMRI での騒音対策として空気伝播を利用したヘッドフォンによる防音と音楽を流すことで患者様にリラックスしていただき検査を行っている。



### ～音楽メニュー表を音楽セレクト制～

当院では『音楽メニュー』を作成しており、患者様に検査中に聞きたい音楽をセレクトしていただいて、検査中の騒音に対するストレスが少なくなるようにしている。

ジャンル別に色を変えてリストを作成し、若年者から高齢者までセレクトしやすいように作成している。



### ～目的～

当院のMRI 装置では騒音対策としてヘッドフォンを装着して音楽セレクトして検査を施行している。今回、患者様がセレクトされる音楽動向について検討したので報告する。

### ～使用機器～

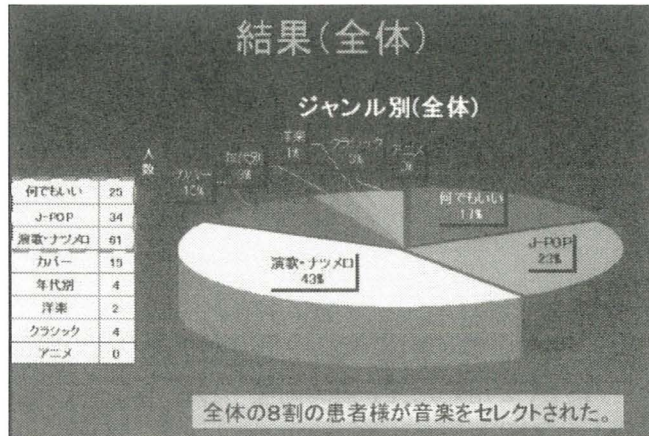
MR I 装置： Intera 1.5T (フィリップス社製)

### ～方法～

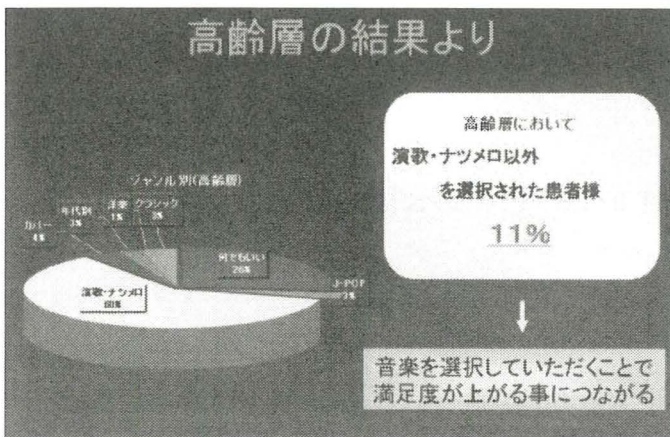
平成 23 年 1 月 11 日から 3 月 2 日までの間にMRI を施行された 145 名を対象にセレクトされた音楽の動向について検討を行った。世代別は若年層では 10 代～30 代、中年層は 40 代～50 代、高齢層は 60 代～80 代という分類にしている。

～結果～

全体の回答としては8割の患者様が音楽をセレクトされたという結果であった。年齢が若い世代に関してはJ-POP系が69%、中年世代ではJ-POPが34%、演歌が32%という結果で様々なジャンルがセレクトされた。高齢者世代では演歌が60%を占めていた。また、音楽をセレクトせずに「何でもいい」という回答は中年世代



では10%、高齢者世代では26%という結果であった。



集計より何でもいいという回答をされた年代別グラフを作成してみたところ、40代以下は全ての患者様が音楽をセレクトされたのですが、70代の方々では非常に多くの方が音楽は何でもいいという回答で特に70代男性は7割の方が音楽のジャンルは問われなかったという結果であった。また検査対象となった高齢者の結果を踏まえると一般的には高齢者イコール演歌という

イメージであったが、1割の方々には演歌・懐メロ以外を選択されたので患者様に音楽をセレクトしていただくことで患者様の満足度を向上させることができると考えられる。

～結語～

今回の音楽セレクト集計よりセレクトしていただくことで検査中のストレスを低減させる事に繋がっている。患者様の声としては『好きな音楽が聞こえてきて落ち着いた』と高い評価をいただいた。

当院での音楽セレクト制はMRI検査での運用となっているが放射線部門において長時間の検査が多々ある。『患者様からよく見える放射線技師』になるためには検査で最良の画像を提供することはもちろんであるが、付加サービスの満足度を向上させることで更なる放射線技師のパーソナリティーの向上に繋がると考える。

結語

✓ 当院では音楽セレクト制はMRI検査での運用となっているが放射線部門において長時間の検査等は多々ある。

RI検査(脳血流などは除く)・放射線治療  
PET・DIP・経口小腸 etc

『患者様からよく見える放射線技師』になるためには検査で最良の画像を提供することはもちろんですが、付加サービスの満足度を向上させることで更なる放射線技師のパーソナリティーの向上に繋がるのでは……

# 当院における VISTA の頭部領域への活用術

## ～1.5T Re1.8～

(公財) 昭和会 今給黎総合病院・昭和会クリニック 中央放射線部  
○福崎 力也 平原 大助 浮田 啓一郎

### 【目的】

当院において頭部 MRI 検査の中でも頻度の高い頭部転移性腫瘍精査に注目し、造影後の T1 強調画像を、VISTA を用いた T1 強調画像へ移行するべく検討を行った。従来の造影後 T1 強調画像では血管と腫瘍が造影効果により高信号に描出され、腫瘍と血管の区別がつきにくいことがあった。今回は VISTA の Refocusing Flip Angle のコントロールによる B.B.効果を用いて、血管信号を低信号に描出することにより、造影剤により染まった腫瘍だけを目立たせて、より区別の出来る画像を目指し、検討を行った。

### 【使用装置】

装置：Intera Achieva Nova 1.5T Re1.8 (PHILIPS 社製)

使用コイル：SENS Head Coil (8Ch)

### 【方法】

#### 基礎検討

- ① Turbo direction Y&Radial について検討
- ② RFA (Refocusing Flip Angle) 30～120 にて検討
- ③ TSE factor15～30 にて検討

#### 追加検討

- ① Voxel Size 1 mm～1.3mm にて検討
- ② TSE Factor20～50 にて検討

上記検討項目を信号値測定と視覚評価によって検討した。

### 【結果】

#### 基礎検討

基礎検討においては下記のようなになった。

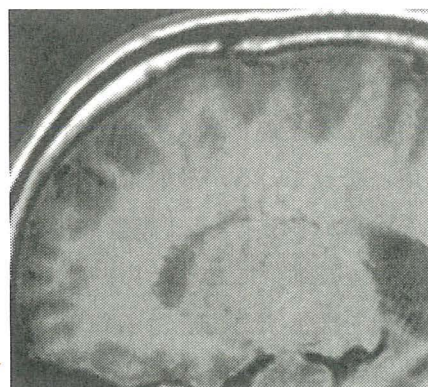
Turbo Direction : Radial

RFA : 30

TSE factor : 20

一応の条件は求められたが、モアレ状のアーチファクトとコントラストの不良を指摘された。

これを受け、追加検討を行った。



初期の T1W VISTA

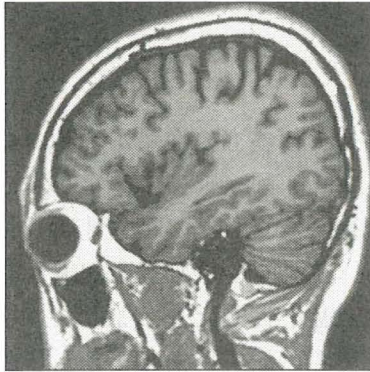
**追加検討**

モアレ状のアーチファクトは加算を 2 回にすることで、解消された。コントラストについては、適切な Voxel Size を求めることにより改善を図った。また、求められた Voxel Size においてさらなる撮像時間の短縮を目指し、TSE Factor の検討も行った。

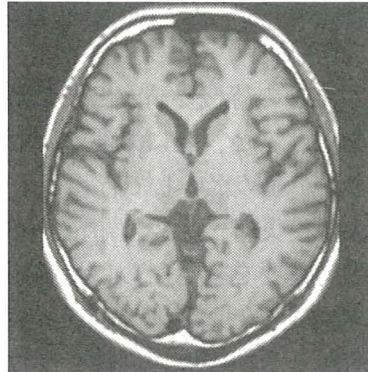
追加検討においては下記のようになった。

Voxel Size : 1.2mm

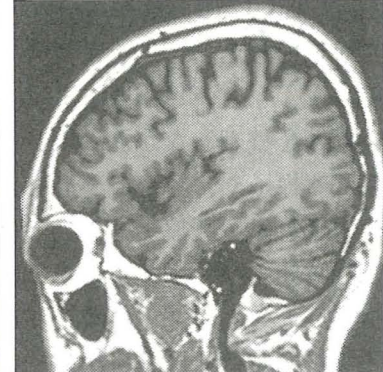
TSE Factor : 30



Voxel Size 1.2mm



Voxel Size 1.2mm



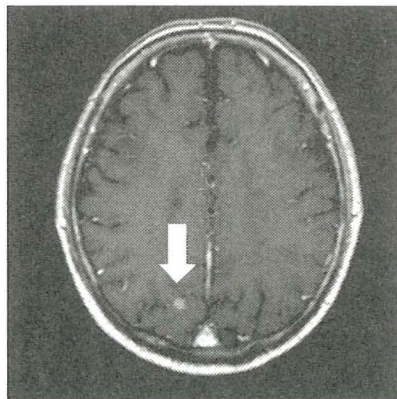
TSE Factor30

MPR Axial 像

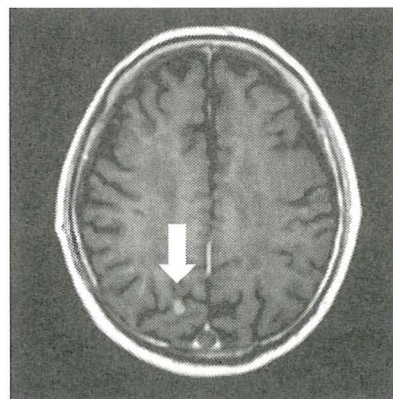
**【考察】**

今回の検討により、当院における頭部転移性脳腫瘍精査の造影後 T1 強調画像パラメータが決定された。これにより、以下のような利点が得られた。

- 1 度の撮影で多断面の情報が得られる。
- 従来の造影後 T1 強調画像よりも撮影時間が短い。
- B.B.効果により、血管の信号を低信号に描出させ、造影後の病変検索が容易になった。



CE T1WI 3mm



CE T1WI VISTA

MPR Axial 像

**【まとめ】**

どの施設においても頭部検査は多いと思われる。我々のように機器のバージョンが最新でない施設でも VISTA を用いた検査を容易に取り入れることができることを今回の検討を通して確認できた。

また、Echo Space が短いので VISTA を使用できない施設でも VISTA と同じような 3D TSE 画像が撮像できる。

## 特別講演

## 東日本大震災での DMAT 活動を通して今思うこと。

鹿兒島市立病院 永田 隆二

平成23年3月11日14時46分、東日本大震災が起こったその時間、私は当直明けで自宅に帰り、眠っていました。15時00分ごろ携帯電話が鳴り、寝ぼけながら電話に出ると、DMAT のメンバーであるナースの中馬さんからでした。

「永田さん、今テレビを見てますか？DMAT の待機要請が出ました。」

寝ぼけた頭を整理しながら、テレビを着けると、港に津波が押し寄せ、何隻もの漁船が玩具のように押し流される様子や、空港の滑走路を津波が埋め尽くして行く様子が、繰り返し映し出されていました。

DMAT（災害派遣医療チーム）とは大規模災害・大規模事故等が発生した時、その超急性期（およそ48時間～72時間）に現場で不足する医療の需要を補うために活動する、訓練を受けた専門知識と機動性を備えた医療チームです。私は2年前に研修を受け、鹿兒島市立病院の DMAT 隊員となりました。平時は、定期的な技能維持研修や、消防や自衛隊と合同の災害訓練を受け、実際の派遣に備えてきましたが、実際これほどの大災害に派遣されるのは初めての経験でした。

発災当日、23時に鹿兒島市立病院を DMAT 専用車で出発し、福岡空港へと向かいました。厚生労働省の計画で、大規模災害時に被災地から患者を被災地域外に搬送する広域医療搬送計画が定められており、国内でこの計画が適応される場合、九州では DMAT は福岡空港に参集する取り決めになっているからです。翌朝5時、福岡空港から自衛隊機で茨城県の百里基地へ、そこから自衛隊のヘリに乗り換えて宮城県仙台市の霞目自衛隊駐屯地に向かいました。自衛隊のヘリから見下ろす町の様子は、広範囲で水浸しになっており、これからの活動がどうなるのか予測がつかない不安を感じたのを思い出します。現地到着は3月12日午前9時50分でした。

到着後は霞目自衛隊駐屯地内に設置された広域搬送ユニットで、災害による傷病者の広域搬送任務に当たりました。チーム毎に、ヘリや救急車で運ばれてくる傷病者をトリアージし、処置が必要な患者は安定した状態まで処置してから医療条件の整った搬送先へ送り、軽傷の患者は避難所へ送る、という任務でした。3月とはいえ気温は低く、津波で濡れた状態で一晩過ごした人たちも多く、運ばれてくるほとんどの患者が低体温やショック状態という状況でした。比較的大きな外傷の患者が少なかったのは、今回の津波という災害の大きな特徴だと思われます。丸2日間、任務に当たりましたが、広域搬送の適応が少なくなった14日の午後、広域搬送ユニットの撤収が決まりました。

撤収後は自分たちで移動手段を確保し、15日の夜までかかって、鹿兒島に帰ってきました。現場で活動中はテレビがありませんでしたので、現場を離れてから見るテレビの映像で改めて被害の大きさに驚き、帰ってきたものの自分たちの活動が本当に十分だったのか？という思いが繰り返し湧いてきました。実際、5ヶ月過ぎた現在でも被災地は大変な状況であり、原発事故の収束もいつになるのかわからない状況です。

私が被災地で活動してから強く思うことは、何不自由ない今の生活が本当に妥当なものなのか？ということ。人間が生きていく上で豊かな暮らしは必要です。しかし現代には過剰な豊かさがあふれており、それを見直さなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。

また、今回災害医療に携わるものとして貴重な経験をさせていただきましたので、この経験を生かし、非常な事態であっても落ち着いて微力ながら持てる力を発揮し、少しでも多くの命を救うことに貢献できるよう、これからも準備と努力を怠らない覚悟を強く持ちました。

## 特別講演

## 福島県南相馬市放射線サーベイ業務報告

公益財団法人昭和会今給黎総合病院

中央放射線部 浮田 啓一郎

- 5月4日から10日までの一週間、福島県警からの依頼で福島県南相馬市で御遺体のサーベイを行って来ましたので報告いたします。
- 場所 福島県南相馬市検案所（南相馬市スポーツセンター 原発より23km）
- 業務内容
  - 1) 福島第一原発20km圏内で発見された御遺体に放射性物質がついていないかを放射線検出器で測定する。
  - 2) 検案現場で働く警察官、検案医の安全確保のための2時間おきの空間線量測定。（検案場内、検案場外、洗浄場）
  - 3) 周囲の道路、排水溝の表面線量測定（午前、午後の二回）
  - 4) 放射線に関する助言、放射線相談等
- 業務報告
  - 1) 御遺体のサーベイ 震災後約2か月になり御遺体の状態はかなり悪かった。悪臭、うじ多数、白骨化、黒化。お顔で身元が判明することが難しくなり、衣服や持ち物などの遺留品、デンタルチャートが一番の決め手であると教えてもらった。御遺体の高濃度の放射能物質による汚染なし。業務期間中の遺体発見は少なく5遺体であった。
  - 2) 空間線量測定 原発から23kmの南相馬市の検案会場での空間線量は意外と低く少し安心した。（ $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 程度）、この値は福島第一原発から62km離れた福島市（ $1.5 \mu\text{Sv/h}$ 程度）より低い値であった。
  - 3) 道路、排水溝の表面線量測定 道路2300cpm排水溝400～1200cpm程であった。
  - 4) 放射線に関する助言、相談業務 個人的にはあるが警察の方や現地で開業されている歯科医の先生、法医学の先生からの放射線に関する質問にお答えした。放射線の単位の違いや、どのくらいの線量なら体に害をもたらすか、 $\alpha$ 線と $\beta$ 線と $\gamma$ 線の違い、2歳の子供がいるがここに残っていてもいいかという重い質問もお受けした。ご自宅の庭の通路と畑の土を持ってこられてその土に放射性物質があるかどうかの測定も行った。窓からの距離による室内の空間線量の違いの測定も行い窓のそばのほうが窓から3mの所より空間線量が倍くらい高かった。その結果を福島県警に提示した。
- まとめ 御遺体を少しでも早く御遺族にお返ししようとする福島県警の姿勢には感動した。現地の方の放射線に対する不安も強く感じた。放射線技師として2度とできないような経験をすることができて本当に良かったと思う。このような機会を作ってくださった鹿兒島県放射線技師会の皆様に感謝し警察、自衛隊をはじめ今現在も現地で働いている数多くの方に対して敬意を表します。

## 平成23年度（社）鹿児島県放射線技師会リーダー育成研修会（開催報告）

平成23年度（社）鹿児島県放射線技師会リーダー育成研修会が、平成23年7月30日（土）15時～16時、ホテルパレスインにて開催されました。その講演要旨を下記に掲載します。今回は「診療放射線技師は病院経営に関われるか」という内容で、宮崎市郡医師会病院 医療情報管理室室長 竹下晋司先生に医療情報学を基礎とした診療放射線技師ならではの経営分析に関する内容で講演して頂きました。

県内各地から会員31名の参加があり、診療放射線技師である竹下先生からは、我々の視点から見た病院経営に関わる色々な考え方、知識を熱っぽく講演して頂き、ただ検査するだけの診療放射線技師ではなく、積極的に病院経営に関わっていく必要があります、今まさに病院側からも求められている等、竹下先生の撮影業務とは別の方面で頑張っている姿がうかがわれる非常に有意義な講演会となりました。これらの内容は、リーダーだけでなく是非会員全員が共有していくべき課題でもあるので、内容は、異なるとは思いますが来年度も開催予定ですので、リーダーという名称に臆することなく会員のみなさんの参加を是非お願い致します。

### 「診療放射線技師は病院経営に関われるか」

宮崎市郡医師会病院 医療情報管理室 竹下晋司

#### 【講演要旨】

病院を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるといえる。それに加え、3.11の未曾有の災害はこの状況を回復することを非常に難しくしているのではないだろうか？

医療制度改革にみる包括医療制度（DPC）によって、急性期、慢性期の機能分化、医療事故から品質管理の厳格化、感染症対策やリスクマネジメントは、医師、看護師のみならず、医療者の労務負荷の増大となっている。それに加え、コスト削減による経営効率化を迫られ、DPC対象病院では、包括される放射線検査は削減の的となっている。

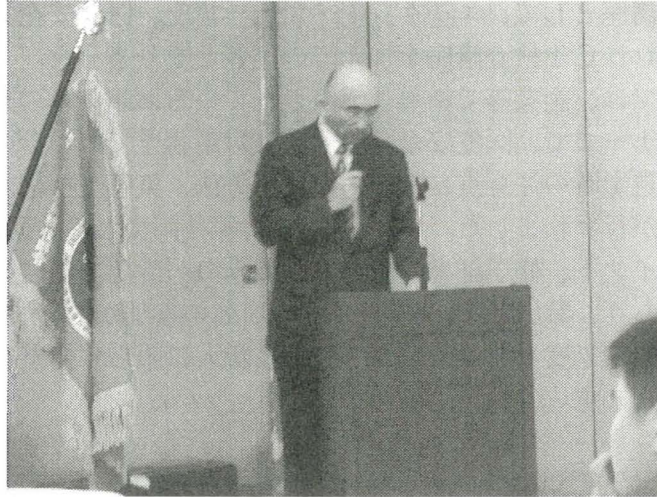
放射線技師が病院経営？などと思われる方も少なくないと思われる。技師は技術を駆使して診断に有効な情報を提供するだけでは、病院経営は良くならない。今回は、今まで行われてきた経営分析の手法はどこが問題であったのか、また経営分析を考える上で「診療行為に立ち入った経営分析（診療行為別原価計算）」の手法が職員に行動の変容を起こすという「医療・サービスサイエンス」の考え方を実際の病院経営に応用して、病院経営の為の包括的な手法論を述べさせて頂く。

また、放射線技師が今後病院の中で必要とされるためには、技術行為が保険点数へ反映されていかなくてはならない。そのためには、医療制度を見直す必要もある。そのための具体的方策を皆様と探っていきたいと考えます。

#### 【参加者】

山口 信夫、蓑田 辰則、野中 康博、岡野 三男、園田 実郎、新村 栄次、室屋 純一、  
日高 浩文、石本 裕二、淵脇 崇史、島見 末治、渡邊 義治、大久保 光男、中原 隆重、  
石山 重行、大徳 尚司、橋口 満、平田 勝、大迫 俊一、小濱 剛、平賀 真雄、  
末永 浩一、藤崎 拓郎、吉永 利彦、池田 睦、豊田 雅彦、佐藤 洋一、川西 義浩、  
大迫 良一、西元 辰也、藤坂 智史（敬称略）

## リーダー研修会写真



会 長



竹下晋司先生

## 平成23年度 第8回フレッシュャーズセミナー（開催報告）

恒例により、平成23年度の第8回フレッシュャーズセミナーが下記の内容・日程にて開催されました。今回は、(社)日本放射線技師会と(社)鹿兒島県放射線技師会との共同開催という形をとり、(社)日本放射線技師会からの指定講座として、エチケット・マナー講座、医療安全講座、感染対策講座、気管支解剖講座が指定され、それにCT検査講座を加えての開催となりました。

エチケット・マナー講座では、企業等で指導、講演されているお馴染みの野口純子先生により、挨拶から電子メールの書き方マナーまで、医療安全講座、感染対策講座では、その基礎歴史から実際の実践まで、CT検査講座では、造影時の注意点と造影剤の使用法、気管支解剖講座では、気管支図への色塗り、気管支体操の紹介等が行われました。(社)日本放射線技師会との共同開催という事で、修了者には学術研修活動として6ポイント、修了証書、鹿兒島県独自の医学用語略語ミニ辞典も参加者全員へ配布されました。その効果もあり、参加者は、例年の倍の43名の参加がありました。これを機に入会者が増える事を期待しています。来年度も開催予定ですので、新人に限らず中堅、ベテランの会員の方の参加も是非よろしくお願い致します。

### 【プログラム】

日 時：平成23年7月31日（日） 9時～15時30分

場 所：鹿兒島大学医学部第4講義室

- ① 9時～9時30分 エチケット・マナー講座  
(有) プラスピュア 代表取締役 野口 純子 先生
- ② 9時30分～10時30分 医療安全講座  
元日本放射線技師会 医療安全対策委員会委員長  
太田原 美郎 (鹿兒島市立病院)
- ③ 10時30分～11時30分 感染対策講座  
学術担当理事 石本 裕二 (鹿兒島共済会南風病院)
- ④ 12時30分～14時30分 気管支解剖講座  
学術担当理事 藤崎 拓郎 (鹿兒島大学病院)
- ⑤ 14時30分～15時30分 CT検査講座  
学術担当理事 新村 栄次 (昭和会今給黎総合病院)

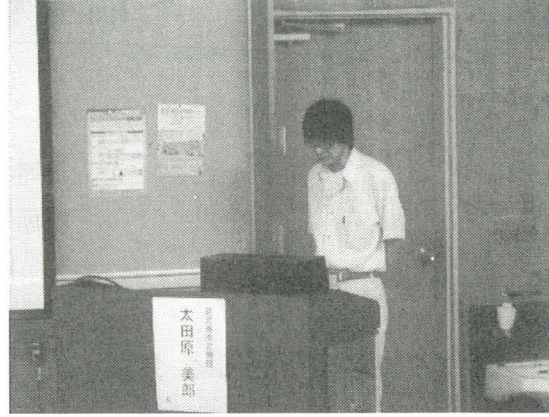
### 【参加者】

小野 匡史、平田 勝、池田 睦、坂本 幸望、福原 猛、新村 栄次、佐藤 洋一、  
佐々木 雅史、児玉 公輝、岩永 崇、蓑田 辰則、中窪 広昌、岩下 昌平、川西 義浩、  
大塚 洋和、松野下 直美、恒吉 雅也、木場 淳、豊田 雅彦、藺田 大樹、村之 博紀、  
小谷 祐樹、楠木 宏幸、嘉村 淳、吉田 恵理香、藤崎 誠、大徳 尚司、石本 裕二、  
藤崎 拓郎、黒木 寿恵、浮田 祐、木屋尾 祐太郎、平原 茜、池田 祐也、郭 武浩、  
有馬 大樹、今村 智美、上床 達哉、奥 好史、太田原 美郎、小屋 保浩、末永 浩一、  
岩元 亮太 (敬称略)

## フレッシューズセミナー写真



エチケットマナー講座 野口純子 先生



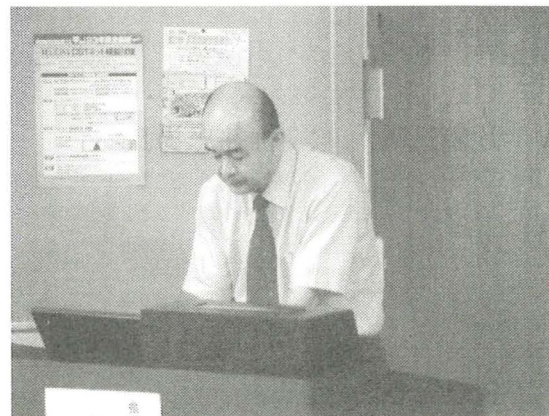
医療安全講座 太田原美郎



感染対策講座 石本祐二



気管支解剖講座 新井栄次



気管支解剖講座 藤崎拓郎

# 村山光生 先生 叙勲祝賀会

～瑞宝双光章受賞～

日時：平成23年3月6日（日） 18:00～

場所：パレスイン鹿児島

- ① 開会の挨拶：池田睦 会長
- ② 略歴紹介：鹿児島厚生連病院 石山重行 室長
- ③ 来賓 祝辞：JA鹿児島県厚生連 代表理事 理事長 春田俊博氏  
JA鹿児島県厚生連 健康管理センター 副所長 草野健氏  
元東邦大学医学部付属病院 松谷一雄氏
- ④ 記念品贈呈：池田睦 会長
- ⑤ 花束贈呈：新村栄次 副会長、稲盛茂樹氏
- ⑥ 謝辞：村山 先生
- ⑦ 乾杯の音頭：湯ノ口武司氏
- ⑧ 祝電披露
- ⑨ 万歳三唱：竹井忠男氏

司会：鹿児島厚生連病院 中島さおり氏



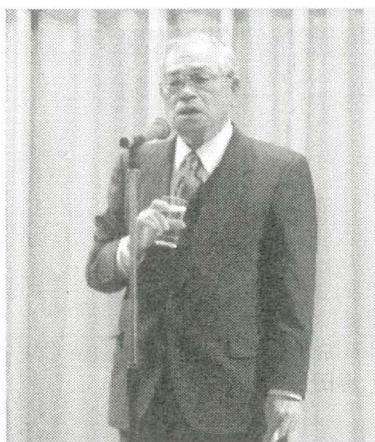
花束贈呈



会場1



会場2



乾杯挨拶 湯ノ口 武司氏



会場3



会場4



会場5



会場6



記念品 贈呈



司会 中島さおり氏



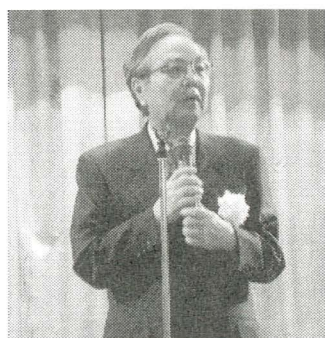
松谷一雄氏 挨拶



集合写真



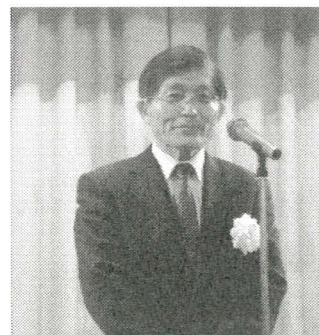
村山先生 謝辞



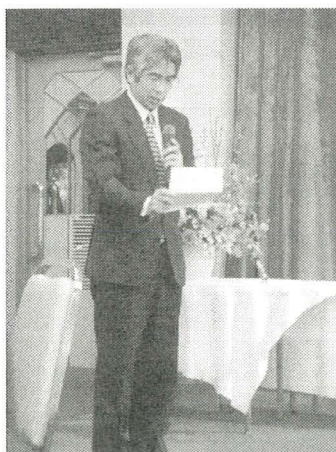
草野 健 副所長 挨拶



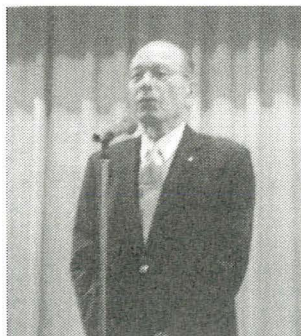
池田会長 挨拶



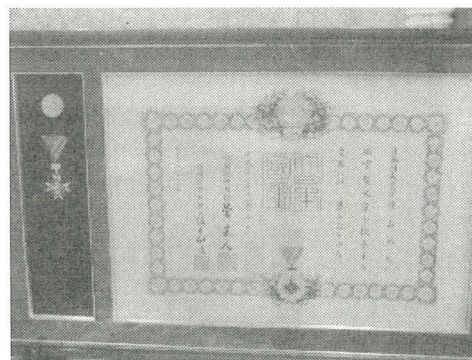
春田俊博理事長 挨拶



略歴紹介 石山重行室長



竹井忠男氏 万歳三唱



表彰状

# 鮫嶋宗俊 先生 叙勲祝賀会

～瑞宝双光章受賞～

日時：平成23年7月30日（土） 18：00～

場所：パレスイン鹿児島

- ① 開会の挨拶：池田睦 会長
- ② 略歴紹介：鹿児島市立病院 西本孝市氏
- ③ 来賓 祝辞：小川 臣人氏  
鹿児島市立病院 瀬戸和人氏
- ④ 記念品贈呈：池田 睦 会長
- ⑤ 花束贈呈：新村栄次 副会長、西元辰也氏
- ⑥ 謝辞：鮫嶋 先生
- ⑦ 乾杯の音頭：竹井忠男氏
- ⑧ 祝電披露
- ⑨ 万歳三唱：黒岩保雄氏

司会：鹿児島市立病院

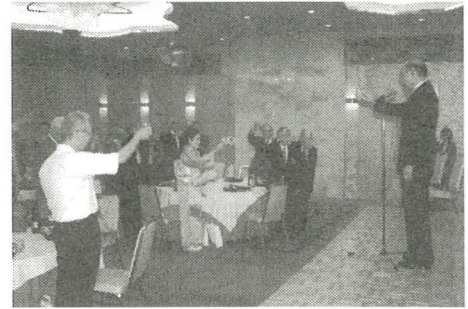
# 鮫嶋宗俊先生 祝賀会



会 場



鮫嶋御夫妻



乾 杯



御略歴紹介



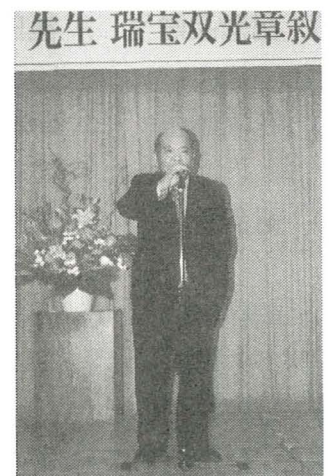
謝 辞



記念品贈呈



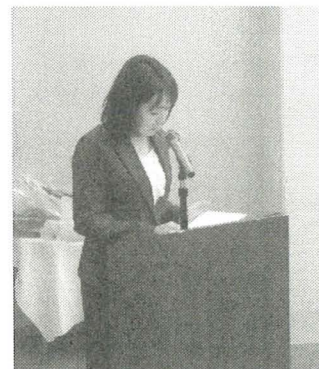
祝 辞



万歳挨拶



集 合 写 真



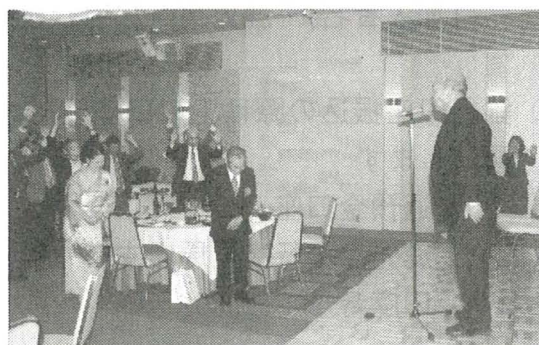
司 会



職場より



花束贈呈



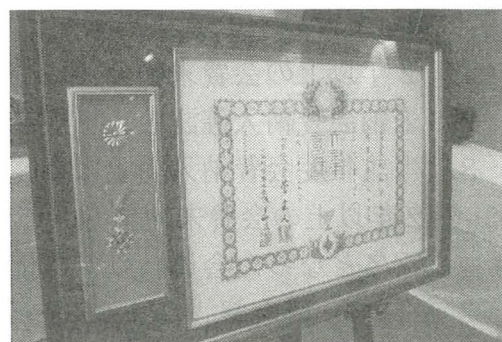
万歳



竹井忠男氏 挨拶



会場



表彰状



集合写真

# 会計だより

## 平成23年度会費についてのお知らせ

### ■正会員会費

九州地域放射線技師会会費	500円
(社)鹿児島県放射線技師会費	7,000円
合計金額	7,500円

鹿児島県放射線技師会会費納入規定により当該年度の会費納入は9月30日までとなっております、まだ納入されていない会員の方は早急をお願いいたします。

また会費未納年度が2カ年に及ぶ場合には除名として処理することになります。未納年度の会費を納入されないと正会員として復帰できませんのでご注意ください。

○ 郵便振替払込の際は下の口座宛までお願いいたします。

[口座番号] 02030-3-12696

[加入者名] 鹿児島県放射線技師会

○ 銀行口座振込の際は下の口座宛までお願いいたします

普通預金口座

鹿児島銀行高見馬場支店

口座番号：675652

(備考)

問い合わせ先

鹿児島大学病院臨床技術部 放射線部門

(TEL)099-275-5664 中島まで

### 除名に関して

除名に関しては以下の通りとする

1. 2年以上の会費未納会員については、理事会の承認により除名とする
2. 未納会費納入確認後、理事会の承認により再入会扱いとする
3. 当該年度会費納入期限は事務処理上、9月30日までとし、当該年度会費を含む2年以上の会費未納をもって除名とする
4. 除名となった会員は以下の権利の制限が発生する
  - ① 県会報、ニュースの発送停止
  - ② 技師会主催のイベント、研修会、セミナーなどの参加の制限
  - ③ 日本放射線技師会主催のイベント、研修会、セミナー参加の制限
  - ④ 夜間急病センター業務停止
  - ⑤ 総会等の議決権の停止
5. 未納年度会費を全て納入した時点で理事会の承認の上、全ての権利を回復する。ただし、除名期間の会報、ニュース等の再送付は行わない

## 編集後記

関係者のみなさん、いろいろありがとうございました。臨時総会のお知らせのため、少し編集を急ぎました。かなり多い記事のため、ご無理、ご迷惑をお掛けした事と思います。

先輩方のアドバイス、ご指導のおかげで発刊する事が出来ました。次回からは、もう少し上手に編集作業を行ないたいと思います。それにしても、暑い日が多かったようですが、朝晩は随分涼しくなりました。

## 理事・監事

役職名	氏名	郵便番号	勤務先/勤務先住所	電話番号/E-mailアドレス
会長	池田 睦	890-8520	鹿児島大学病院 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5664
副会長	新村 栄次	892-0852	今給黎総合病院 鹿児島市下竜尾町4-16	099-226-2211
監事	鮫嶋 宗俊			
監事	西元 広男			
理事 総務	原口 誠	890-0062	JA厚生連健康管理センター 鹿児島市与次郎1-13-1	099-256-1133
理事 総務	豊田 雅彦	890-8520	鹿児島大学病院 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5664
理事 財務	中島 祐二	890-8520	鹿児島大学病院 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5664
理事 学術	藤崎 拓郎	890-8520	鹿児島大学病院 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	099-275-5664
理事 学術	石本 裕二	892-8512	鹿児島共済会南風病院 鹿児島市長田町14-3	099-224-5682
理事 福利厚生	大久保 光男	895-0005	川内市医師会立市民病院 薩摩川内市永利町4107-7	0996-22-1111
理事 広報	平田 勝	890-0064	鹿児島市医師会病院 鹿児島市鴨池新町7-1	099-254-1125
理事 総務	佐藤 洋一	892-8580	鹿児島市立病院 鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101

<p>広 告 掲 載 一 覧</p>
--------------------

会 社 名	郵便番号	住 所	TEL
エーザイ株式会社	890-0053	鹿児島市中央町 12-2 明治安田生命西 鹿児島ビル 6F	099-254-9860
株式会社 根本杏林堂 福岡営業所	892-0013	福岡市博多区博多駅東一丁目 14-34 博多ICビル 1F	092-414-7345
株式会社 八郷医療器	890-0114	鹿児島市小松原一丁目 29-5	099-268-0010
株式会社 フィデスワン 鹿児島営業所	890-0054	鹿児島市荒田 1-2-9	099-252-3488
ケアストリームヘルス株式会社 西日本販売促進部 九州エリア担当	812-0016	福岡市博多区博多駅南 1-2-3 KDX 博多ビル	092-413-8460
田辺三菱製薬株式会社 鹿児島営業所	890-0053	鹿児島市中央町9-1 鹿児島中央第一生命ビルディング8F	099-251-5151
日本メジフィジックス株式会社 鹿児島営業所	892-0842	鹿児島市東千石町 2 番 1 号 (芙蓉ビル3階)	099-805-2005
バイエル薬品株式会社 診断薬事業部 九州第二営業所	892-0847	鹿児島市西千石町 11-25	099-805-2536
南九州電子サービス株式会社 鹿児島営業所	890-0806	宮崎市広島1丁目 1 番 10 号	0985-29-8371
第一三共株式会社 鹿児島営業所	892-0847	鹿児島市西千石町 17-3 太陽生命鹿児島第2ビル 3 階	099-219-9171
富士フイルム RI ファーマ株式会社	812-0018	福岡市博多区住吉三丁目 1 番 1 号 富士フイルム福岡ビル	0992-53-0091
株式会社 ドクターネット	321-0112	栃木県宇都宮市屋板町 561-6	28-657-8200
東洋メディック株式会社 福岡支店	812-0007	福岡市博多区東比恵 2-2-40	092-482-2022



lomeron<sup>®</sup>

処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること  
非イオン性造影剤 [薬価基準収載]

**イオメロン<sup>®</sup>** 300 注20mL/50mL/100mL  
350 注20mL/50mL/100mL  
400 注20mL/50mL/100mL

〈イオメプロール注射液〉

処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること  
非イオン性造影剤 [薬価基準収載]

**イオメロン<sup>®</sup>** 300 注シリンジ 50mL/75mL/100mL  
350 注シリンジ 50mL/75mL/100mL/135mL

〈イオメプロール注射液〉



処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること  
非イオン性MRI用造影剤 [薬価基準収載]

**プロハンス<sup>®</sup>** 静注 5mL/10mL/15mL/20mL

〈ガドテリドール注射液〉



処方せん医薬品：注意—医師等の処方せんにより使用すること  
非イオン性MRI用造影剤 [薬価基準収載]

**プロハンス<sup>®</sup>** 静注シリンジ 13mL/17mL

〈ガドテリドール注射液〉

ProHance<sup>®</sup>

● 効能・効果、用法・用量及び警告、禁忌、原則禁忌を含む使用上の注意等については添付文書をご参照ください。

製造販売元  
BRACCO Eisai ブラッコ・エーザイ株式会社  
〒112-0012 東京都文京区大塚 3-11-6

販売元  
Eisai エーザイ株式会社  
東京都文京区小石川4-6-10

提携先  
BRACCO ブラッコ インターナショナル

商品情報お問い合わせ先：エーザイ株式会社 お客様ホットライン ☎0120-419-497 9～18時(土、日、祝日 9～17時)

CM1009M02

Nemoto

## The Ultimate Dual Injector

**NEW** 最適な造影検査への答え  
DUAL SHOT GX V 誕生



**DUAL SHOT<sup>®</sup> GX V<sup>faiv</sup>**  
Contrast Delivery System

株式会社 根本杏林堂  
東京都文京区本郷2-27-20 TEL.03-3818-3541  
<http://www.nemoto-do.co.jp>

おもいやりをたしかに



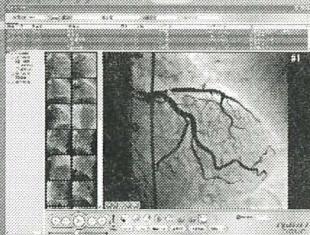
株式会社

八郷医療器

〒891-0114 鹿児島市小松原一丁目29-5  
TEL 099-268-0010  
FAX 099-267-7790

動画像ファイリングシステム

Nahri  
AQUA



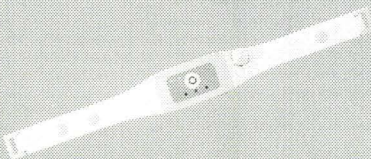
- 循環器/カテ検査・治療にマッチした統合システム
- 高速ビュー&快適な操作で業務効率が向上
- カンファレンス・患者説明に効果大
- 症例データベースから統計出力可能
- 電子カルテ・他システムとも連携可能

(オプション)

- Webでの配信 ●カテデータベース連携 ●CD専用ビューア書出し機能
- DICOM DIR書出し 自動ライティング機能 ●バイオメトリクス認証対応
- LVG解析/QCA解析(Pie Medical Imaging 社製)

長時間心電図記録器 EV-101

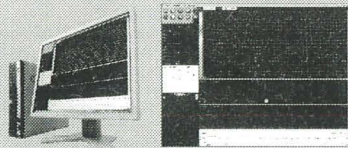
『ホルター心電計』『イベント心電計』  
2つの機能を持った新しい心電計



長時間心電図データレコーダ  
認証番号 222AGBZX00100000  
管理医療機器(クラスII) 特定保守管理医療機器

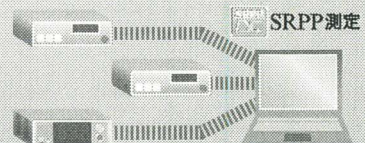
長時間ホルター心電図解析装置  
NEY-HEA1000

心電図波形データを自動解析し、  
手軽に解析編集&レポート出力



ホルター解析装置  
認証番号 223AGBZX000230000  
管理医療機器(クラスII) 特定保守管理医療機器

SRPP MONITOR



皮膚再灌流圧を解析

レーザ血流計&血圧計からの  
データを高精度にモニタリング



MEHERGEN GROUP

Fides-GNE

株式会社 フィデスワン  
福岡本社 福岡市博多区美野島3-17-27-1 2F  
Tel 092-436-3022 Fax 092-436-3023

## Wireless, Smart Operation

DR化への効率的なソリューション。  
すべての理想型がさらに進化しました。

世界初のカセットDR、DRX-1 Systemがさらに進化。

35x43cmの半切カセットと同じサイズなので、お持ちのカセットを交換するだけで簡単にDR化を可能にするCarestream DRX-1 System、ワイヤレスのため様々なポジショニングが楽にでき、

画像データはすばやくそのまま無線で転送。

スピーディー且つ効率的なソリューションがここに完成しました。



世界初のカセットサイズDR

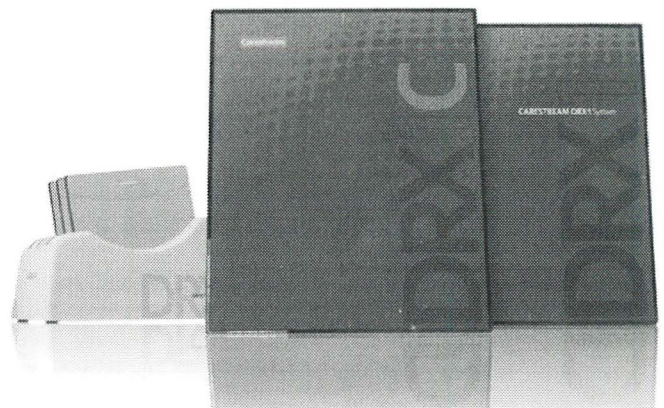


既設のスタンド・ブッキー台に  
差し込むだけで、DRシステムへ



効率的なワークフローを  
実現するワイヤレス運用

Change for good DRX-1



## ケアストリームヘルス株式会社

東京 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル ☎(03)5540-2260

札幌 ☎(011)252-8072 名古屋 ☎(0561)64-2755

大阪 ☎(06)6534-7090 福岡 ☎(092)413-8460

ホームページ <http://www.carestream.jp>



非イオン性尿路・血管造影剤

薬価基準収載

**プロスコープ® 300注シリンジ** 50mL・80mL・100mL

PROSCOPE® 300 Syringe 50mL・80mL・100mL (イオプロミド注射液)

処方せん医薬品 (注意・医師等の処方せんにより使用すること)

※効能・効果、用法・用量、警告、禁忌、原則禁忌を含む使用上の注意等については、添付文書をご参照ください。

提携  
バイエル・シーリング・ファーマ社  
(ドイツ連邦共和国)



製造販売元 (資料請求先)  
田辺三菱製薬株式会社  
大阪市中央区北浜2-6-18

for the happiness



明日の幸せを願い、「診る」そして「治す」核医学。

私たちは、がんや心臓病、脳血管疾患および認知症などの早期発見に役立つSPECT・PET検査用放射性医薬品や、がん治療用の医療機器、疼痛緩和に有効な治療薬などの創出を通じ、これからも皆様の健康に貢献します。

〒136-0075 東京都江東区新砂3丁目4番10号 TEL (03) 5634-7006(代)  
<http://www.nmp.co.jp/>

日本メジフィジックス株式会社

2009年8月作成



**新発売**  
オムニパーク 300注シリンジ  
110mL (CT用)  
薬価標準収載

- 140注 (血管用) 50mL、220mL
- 240注 (尿路・血管用) 20mL、50mL、100mL
- 300注 (尿路・血管用) 20mL、50mL、100mL (血管用) 150mL
- 350注 (尿路・血管用) 20mL、50mL (血管用) 100mL
- 240注シリンジ (尿路・血管・CT用) 100mL
- 300注シリンジ (尿路・CT用) 50mL (尿路・血管・CT用) 80mL、100mL (CT用) 110mL\*、125mL、150mL
- 350注シリンジ (血管・CT用) 70mL、100mL
- 180注 (脳槽・脊髄用) 10mL
- 240注 (脳槽・脊髄用) 10mL
- 300注 (脊髄用) 10mL



OMNIPAQUE

非イオン性造影剤

処方せん医薬品<sup>※</sup> 薬価基準収載

**オムニパーク<sup>®</sup>**

OMNIPAQUE<sup>®</sup> イオヘキソール注射液

<b>140注</b> 50mL 220mL	<b>180注</b> 10mL	<b>240注</b> 10mL 20mL 50mL 100mL	<b>300注</b> 10mL 20mL 50mL 100mL 150mL	<b>350注</b> 20mL 50mL 100mL
<b>240注シリンジ</b> 100mL		<b>300注シリンジ</b> 50mL 80mL 100mL 110mL* 125mL 150mL		<b>350注シリンジ</b> 70mL 100mL

※注意—医師等の処方せんにより使用すること

★効能・効果、用法・用量、警告、禁忌および使用上の注意等の詳細につきましては、製品添付文書をご参照ください。



Daiichi-Sankyo

製造販売元(資料請求先)

**第一三共株式会社**

東京都中央区日本橋本町3-5-1



**lopamiron<sup>®</sup>**  
lopamidol

25<sup>th</sup>  
ANNIVERSARY

非イオン性尿路・血管造影剤 〈イオパミドール注射液〉

**イオパミロン<sup>®</sup>注** **150** **300** **370**  
**300シリンジ** **370シリンジ**

処方せん医薬品（注意—医師等の処方せんにより使用すること）

薬価基準収載

■効能・効果、用法・用量、警告・禁忌・原則禁忌を含む使用上の注意等については、添付文書をご参照ください。

本剤の商標は  イタリアの許諾に基づく

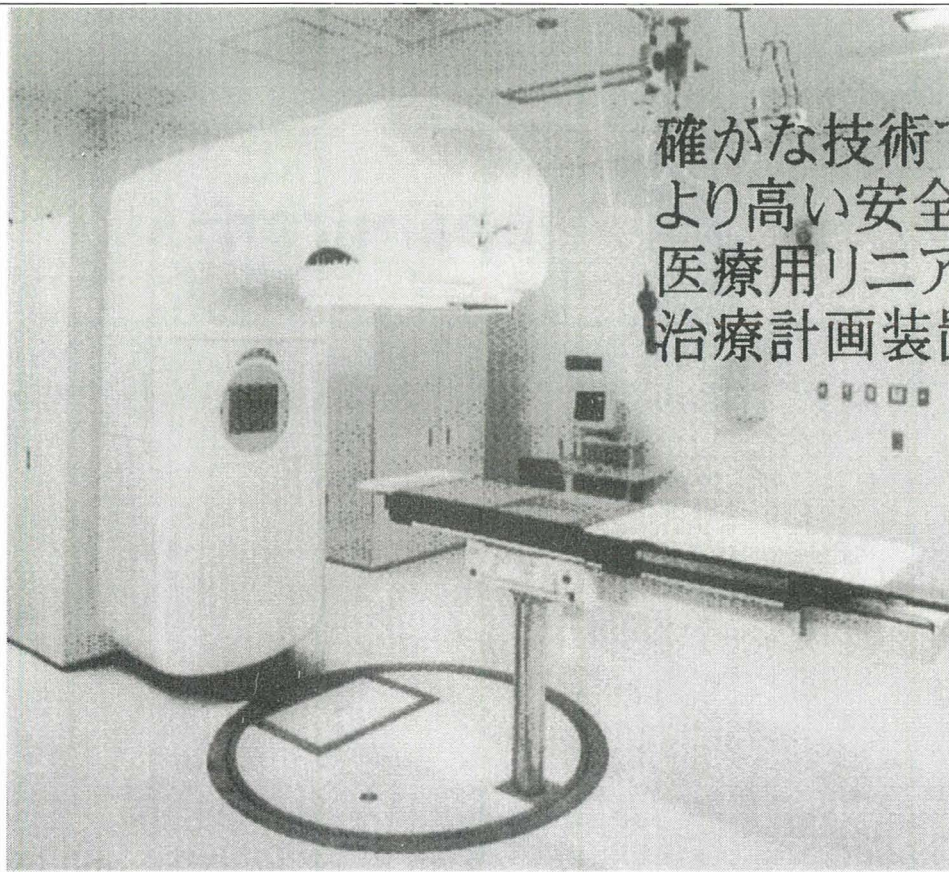
資料請求先

**バイエル薬品株式会社**  
大阪市北区梅田2-4-9 〒530-0001  
<http://www.bayer.co.jp/byl>

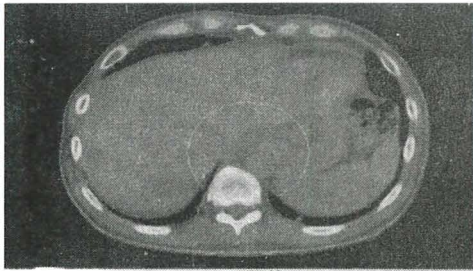


(2011年5月作成)

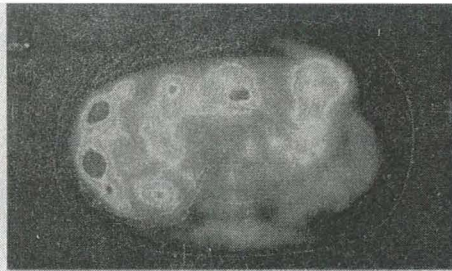
IOP-11-4001



確かな技術で  
より高い安全性をめざして  
医療用リニアック、  
治療計画装置をサポートします



CT画像



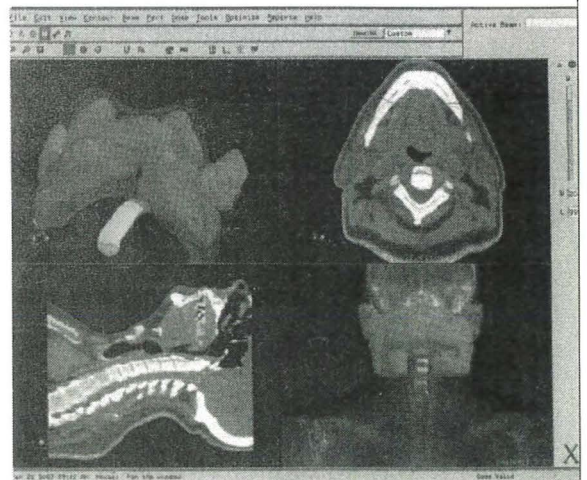
PET画像



PET/CTフュージョン像

高度な機能と満足をご提供します

- 治療装置システムのご提案
- 保守点検、メンテナンス



南九州電子サービス株式会社  
<http://bizwin.biz/mqds.php?&blogid=27>

本社 宮崎市広島1丁目 1-10 TEL0985-29-8371  
鹿児島 鹿児島市鴨池2丁目 15-2 TEL099-253-7397

# FUJIFILM

放射性医薬品/  
骨疾患診断薬・  
脳腫瘍及び脳血管障害診断薬

処方せん医薬品 注意一医師等の処方せんにより使用すること

## テクネ<sup>®</sup> MDP 注射液/キット

放薬基：メチレンジホスホン酸テクネチウム (<sup>99m</sup>Tc) 注射液/注射液調製用

薬価基準収載

★「効能又は効果」、「用法及び用量」、「使用上の注意」等については添付文書をご参照ください。

製造販売元

### 富士フイルム RIファーマ株式会社

資料請求先：〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビル  
ホームページ：<http://fri.fujifilm.co.jp>

TEL03(5250)2620

2011年1月改訂

## ニーズにあわせて『選べる』遠隔読影サービス

クラウド型遠隔読影ASPサービス

### Virtual-RAD



**読影はいまの先生そのまま**

ドクターネットはシステムをご提供するだけ。今までどおりの先生に読影してもらえますので安心。

**高額な設備投資は不要**

クラウド型なので、高価なサーバーの購入は不要。

先生は今のまま。いつでも読影してもらえたら……

遠隔画像診断支援サービス

### Tele-RAD



### 国内最大級の放射線科専門医集団が読影

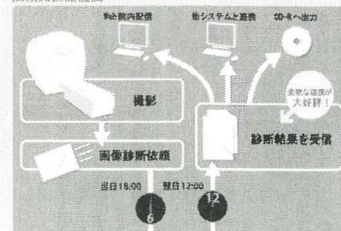
医療機関様からいただいた読影依頼を、140名を超える放射線科医が読影。サスペンディビリティごとの読影で、精度の高い読影レポートをお届けします。

**翌日12時返却。至急2時間返却。**

午後6時までにいただいた依頼を翌日正午までに返却。至急の依頼は2時間以内に返却。

先生の手が足りない。早くレポートが欲しい……

依頼元医療機関



ドクターネット



株式会社ドクターネット [www.doctor-net.co.jp](http://www.doctor-net.co.jp)

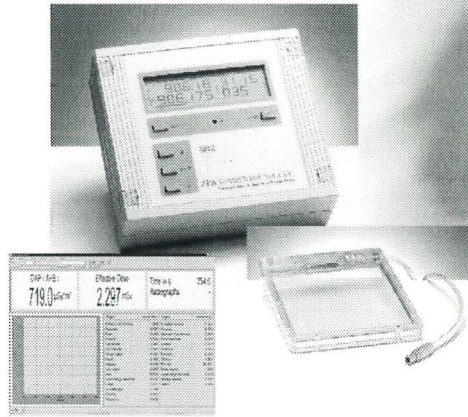
東京都港区浜松町2丁目7-1 第38荒井ビル7階 TEL:03-3459-5665

PTW FREIBURG

# 受診者の線量管理のために—— DIAMENTOR受診者線量計

先進医療としての放射線診療の普及と同時に、  
患者被ばく線量の管理は、  
将来避けて通ることのできない課題です。

東洋メディックでは一般撮影、X線TV、  
アンギオグラフィなどの  
各モダリティで、日常お使いいただける  
PTW社の面積線量計・入射線量計を各種ラインナップ。  
さらに受診者のQOL向上のために、  
RIS接続による患者被ばく線量管理システム全体を  
視野に入れたシステム構築もサポートしています。



For All Your Tomorrows

**TOYO MEDIC**

<http://www.toyo-medice.co.jp/> E-mail [info@toyo-medice.co.jp](mailto:info@toyo-medice.co.jp)

## 東洋メディック株式会社

本社：〒162-0813 東京都新宿区東五軒町2-13  
TEL. (03) 3268-0021 (代表) FAX (03) 3268-0264  
大阪支店：〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江1-19-1  
TEL. (06) 6535-5741 (代表) FAX (06) 6535-5745  
福岡支店：〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵2-2-40  
TEL. (092) 482-2022 (代表) FAX (092) 482-2027  
支店・営業所：名古屋・札幌・新潟・仙台・岡山



